

評価書

1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人自動車事故対策機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度(第3期)
	中期目標期間	平成24～28年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	自動車局	担当課、責任者	保障制度参事官室 増田直樹
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 山田輝希
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
平成27年6月29日 理事長・監事ヒアリング実施 平成27年7月7日～13日 外部有識者からの意見聴取実施

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、 D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		24年度	25年度	26年度	27年度
		A	A		
評定に至った理由	項目別評定は業務の一部がAであるものの、全般的にはB評定が大多数を占めており、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価基準に基づきBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	安全指導業務、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の各業務において計画を達成している。 重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象は無かった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	療護施設の設置・運営において、関東西部地区における新たな委託病床が未だ設置されていない。公募における入札病院の着実な審査・評価を進め、早期の病床設置が求められる。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に業務を実施している。また、内部監査部門の強化等、内部統制システムの整備が大きく進んでいる。
その他特記事項	特になし

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
安全指導業務等						1-1	
民間参入促進	S (A)	A (B)	B○			1-1-1	
指導講習及び適性診断の内容の充実	A (B)	A (B)	B			1-1-2	
運輸安全マネジメント制度の浸透・定着	A (B)	A (B)	B			1-1-3	
道路交通安全の向上	S (A)	S (A)	B			1-1-4	
療護施設の設置・運営						1-2	
療護施設における治療・看護の充実	A (B)	A (B)	B○			1-2-1	
療護施設の周知、知見・成果の普及促進	A (B)	A (B)	B			1-2-2	
介護料の支給等	S (A)	S (A)	B			1-3	
交通遺児等への生活資金の貸付	A (B)	A (B)	B			1-4	
自動車事故被害者等への情報提供・相談対応	A (B)	A (B)	B			1-5	
自動車アセスメント情報提供業務						1-6	
衝突安全性能評価	A (B)	S (A)	B○			1-6-1	
予防安全技術試験	A (B)	A (B)	A			1-6-2	
わかりやすい情報提供	A (B)	S (A)	A			1-6-3	
自動車事故対策に関する広報活動	A (B)	A (B)	B			1-7	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
組織運営の効率化	A (B)	A (B)	B			2-1	
人材の活用	A (B)	A (B)	B			2-2	
業務運営の効率化						2-3	
安全指導業務	A (B)	S (A)	B			2-3-1	
療護施設	A (B)	A (B)	B			2-3-2	
交通遺児等への生活資金の貸付	A (B)	A (B)	B			2-3-4	
業務全般（経費削減、契約適正化）	A (B)	A (B)	B			2-3-5	
業務全般（内部統制、情報セキュリティ）	A (B)	A (B)	B			2-3-6	
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	A (B)	A (B)	B			3-1	

IV. その他の事項								
施設及び設備に関する計画	A (B)	A (B)	B			4-1		
人事に関する計画	A (B)	A (B)	B			4-2		

※ 平成26年度評価より、評定区分が変更されている。平成24年度評価及び平成25年度評価における括弧書きは、新たな評定区分に置き換えた場合の区分。

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-1	安全指導業務等 民間参入促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	重要度：高（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号187

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
指導講習受講者数	—	—	142,341人	136,970人	132,372人	—	—	予算額（千円）	—
適性診断受診者数	—	—	461,733人	455,561人	459,164人	—	—	決算額（千円） ※注1～注3	2,499,643
指導講習教材頒布数	—	—	19者	19者 (4,722冊)	37者 (13,801冊)	—	—	経常費用（千円） ※注1～注3	3,097,907
講習講師要件研修参加者数	—	—	53者(82人)	51者(82人)	58者(96人)	—	—	経常利益（千円） ※注1～注3	△2,738
i-NATS（新適性診断システム）提供数	—	—	14者	27者(103台)	34者(159台)	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—
カウンセラー要件研修参加者数	—	—	24者(34人)	12者(18人)	33者(42人)	—	—	従事人員数 ※注4	309
指導講習民間参入者数 （年度末事業者数）	—	—	12者	27者	40者	—	—		

適性診断民間参入者数 (年度末事業者数)	—	—	22者	37者	45者	—	—											
-------------------------	---	---	-----	-----	-----	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進することとされていること、自動車アセスメント業務については、引き続き機構で実施することとされていること等を踏まえ、安全指導業務から被害者援護業務及び自動車アセスメント業務へ業務の重点化、深度化を図るとの考え方の下、</p>	<p>①民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認</p>	<p>①民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。</p> <p>また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になる民間団体等へ、機構が開発したi-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>指導講習受講者数 適性診断受診者数 教材頒布数 民間参入者数等</p> <p><評価の視点></p> <p>民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。民間参入促進のための工程表に沿った取組がなされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①安全指導業務の実施、民間参入の促進等</p> <p>1) NASVAの安全指導業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導講習受講者 132, 372人（前年度136, 970人） 適性診断受診者 459, 164人（前年度455, 561人） 指導講習及び適性診断業務への民間参入者数の増加に伴い、指導講習実績は減少しているが、適性診断業務については、適齢診断受診者の増加により対前年度比実績が増加。 <p>2) 民間参入団体等の安全指導業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導講習受講者（指導講習テキスト頒布数から 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>新たに実施機関になることとする民間団体等へのi-NATSの提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練の実施といった認定取得に向けた支援のほか、工程表に沿った民間参入に向けた取組の推進等、年度計画を十分に達成していることのほか、以下の成果を勘案しA評価とするものである。</p> <p>1. 運送事業者における安全意識の裾野を拡大させた成果</p> <p>①民間参入の影響によりナスバの指導講習受講者は減少（対前年度△4,598人）したものの、民間参入事業者においては、ナスバの減少分を上回るほど大きく増加（対前年度</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>民間参入促進に向けた工程表の着実な達成のため、安全指導業務の法人との協働での実施を前倒して働きかけたことは評価できる。また、民間参入の促進に伴う安全指導業務の効率化による被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の充実・強化については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」平成25年12月24日閣議決定）に沿った動きである。</p> <p>しかし、工程表に基づいた着実な取り組みが進められているものの、当初の目標を上回る具体的な成果が現れているとは言えず、「所期の目標を上回る」とまでは評価できない。</p> <p>以上を踏まえ、年度計画における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>民間参入の促進に向けたロードマップの着実な達成のため、安全指導業務の協働での実施の実現を含めて、事業者による認定取得が着実に進められるよう、事業者のニーズを踏まえた丁寧な働きかけ及び認定取得に向けた支援が求められる。</p> <p><その他事項></p> <p>（有識者の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織として効率的に講習内容を広める仕組みの構築等、新たな取り組みが必要。 民間参入が進む一方で、安全指導業務の質が保たれるかどうか問題。民間事 	

<p>以下の取組を進める。</p> <p>①安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。</p> <p>あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。</p>	<p>定取得を支援します。</p>	<p>導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。</p> <p>加えて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき平成25年度に国が作成した民間参入促進のための工程表に沿って、取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定し、その取組の着実な実行を図ります。</p>		<p>推測)</p> <p>：13,801人(前年度4,722人)</p> <p>・適性診断受診者(i-NATS利用事業者の実績)</p> <p>：20,803人(前年度9,774人)</p> <p>3) 民間参入希望団体等への認定取得支援</p> <p>・ホームページによる情報提供</p> <p>：「指導講習講師等の資格要件研修実施の案内」、「安全指導業務(適性診断及び指導講習)への民間参入の案内」、「参入に関するFAQ」及び「民間参入についての分かりやすいDVD」をNASVAホームページへ掲載し、民間参入に関する情報を提供。</p> <p>・認定取得に必要な要件研修等の実施(指導講習)</p> <p>：第一種講師資格要件研修：5回開催延べ58者96人参加(適性診断)</p> <p>：第一種カウンセラー資格要件研修：2回開催延べ33者42名参加</p> <p>・指導講習テキスト、i-NATSの提供</p> <p>・指導講習民間参入団体37者に指導講習教材を13,801冊頒布。(基</p>	<p>+9,079人)。</p> <p>②適性診断受診者はナスバ(対前年度3,603人)、民間参入事業者(対前年度+11,029人)ともに増加。</p> <p>③以上のように、ナスバが取り組んだ民間参入の促進により、結果として運送事業者における安全意識が向上し、安全意識の裾野拡大が進んでいることが数値的に表れており、ただ単に民間参入が進んだこと以上の成果が得られた。</p> <p>2. 民間参入促進に向けた国のロードマップにおける取組を前倒しで実施した結果、大手事業者団体等がナスバとの協働による参入を進める方向で検討を開始した成果</p> <p>①参入を前向きに検討している事業者団体等があまり見受けられない状況の中、平成29年度～30年度に事業者団体等の参入認定を目指す国交省のロードマップを着実に達成するため、本来は平成27年度からの取組である大規模及び中小規模の県トラック協会等に対するナスバとの協働による参入の提案を前倒しで実施。</p> <p>②その結果、複数の大手事業者団体等がナスバとの協働により参入を進める意向を示すとともに、他の事業者団体等においても民間参入に向けた検討が早い段階から進められ</p>	<p>業者においても質の高いマネジメントができるようになったという成功事例があると良い。</p>
--	-------------------	---	--	---	--	--

				<p>礎講習用教材5, 977冊、一般講習用教材7, 824冊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適性診断民間参入団体34者に159台分の、i-NATSシステムを提供。 <p>4) 民間参入の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に国が策定した民間参入促進のための工程表(ロードマップ)を踏まえ、民間参入に係る取組方策を各主管支所長に指示。 ・ロードマップでは本来平成27年度からの取組である大規模及び中小規模の県トラック協会等に対するNASVAとの協働による参入の提案を前倒しで実施。 ・平成26年度は指導講習13者、適性診断8者が国土交通省から認定。 ・平成26年度末現在における認定団体は、指導講習40者、適性診断45者(NASVAを除く)。 <p>5) 民間参入団体とのカウンセラー研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が「認定要領」にて定めている「カウンセラー教育・訓練」を他の民間参入団体と合同で実施。 	<p>ることとなり、民間参入の一層の促進に大きな効果があった。</p> <p>3. 民間参入の促進に伴い安全指導業務の効率化が図られた成果</p> <p>①民間参入の促進に伴い、安全指導業務の効率化が図られ、以下のように被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の充実・強化に結びついた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者援護業務の充実強化に向けた「被害者援護促進の日」の開始及びこれに伴う各主管支所等の全ての所属職員を被害者援護業務の担当に指定するといった被害者援護業務への人員シフトが円滑に進み、これまでのナスバの業務体制からの大転換が図られた。 ・引き続きナスバで実施することとされた自動車アセスメント業務の充実強化のため、各主管支所等に自動車アセスメント業務を新たに加える体制強化に際し人員シフトが円滑に進み、自動車アセスメント業務の全国展開に向けた体制構築が図られた。 <p>②民間参入促進に向けたナスバの取組→支所業務効率化→被害者援護業務・自動車アセスメント業務の充実強化、に至るこれら一連の取り組みは、まさに「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣</p>	
--	--	--	--	---	--	--

					<p>議決定)等にも合致しており、安全指導業務の効率化によって、限られた体制の中で業務シフトが図られたことは大きな成果。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き国が策定した工程表に沿って、その取組の着実な実行を図り、民間参入を促進させる。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-2	安全指導業務等 指導講習及び適性診断の内容の充実		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号187

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
指導講習受講者からの評価度(計画値)	中期目標期間の年度毎に4.0以上	—	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上		予算額(千円)	—	—	—	—
指導講習受講者からの評価度(実績値)	—	4.44	4.51	4.53	4.48	—	—		決算額(千円) ※注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	—
達成度	—	—	112.8%	113.3%	112.0%				経常費用(千円) ※注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	—
適性診断受診者からの評価度(計画値)	中期目標期間の年度毎に4.0以上	—	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上		経常利益(千円) ※注1～注3	△2,738	2,694	1,940	—
適性診断受診者からの評価度(実績値)	—	4.16	4.39	4.40	4.34	—	—		行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
達成度	—	—	109.8%	110.0%	108.5%	—	—		従事人員数 ※注4	309	309	309	—
自動車運送事業者からの評価度(計画値)	中期目標期間の年度毎に4.0以上	—	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上						

自動車運送事業者からの評価度(実績値)	—	4.18	4.28	4.29	4.35	—	—								
達成度	—	—	107.0%	107.3%	108.8%	—	—								

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額(安全指導業務全体の実績額)を記載。

※注2) 決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
①安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策	②安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。 ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。	②自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。 加えて、一般講習テキストに被害者援護業務の取組を掲載するなどにより被害者援護業務等との連携を推進します。 ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者	<主な定量的指標> ・指導講習受講者からの評価度 ・適性診断受診者からの評価度 ・自動車運送事業者からの評価度 <その他の指標> なし <評価の視点> 指導講習教材の改訂等が適切になされているか。	<主要な業務実績> ②指導講習教材の改訂等 ・指導講習教材に運行管理者等への最新情報を提供するため、「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について(再周知)」等の通達を掲載。 ・「被害者援護業務及び自動車アセスメント業務」を広く周知するため一般講習テキストに掲載するなど被害者援護業務等との連携を推進。 ③安全対策への支援効果に関する評価度 ・講習受講者 4.48(4.53) ・診断受診者 4.34(4.40) ・事業者 4.35(4.	<評定と根拠> 評定：B 指導講習教材に最新情報を掲載しているほか、指導講習を通じたナ斯巴他業務との連携といった取組により年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 指導講習等の内容の一層の充実に向け、これまで蓄積した安全指導業務に係る知見等の有効活用方策について検討。	評定 B <評定に至った理由> 指導講習の教材に最新情報を掲載するとともに、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務との連携といった取組も進めており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> これまでの安全指導業務の実施によって蓄積された知見やビッグデータの有効活用方策について、具体的な検討を進める必要がある。 <その他事項> 特になし	

<p>定する。 あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。</p>		<p>対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成26年度）について、4.0以上とします。</p>		29)		
---	--	--	--	-----	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-3	運輸安全マネジメント制度の浸透・定着		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第9号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
安全マネジメント評価実施事業者数	—	—	20事業者	18事業者	12事業者	—	—		予算額（千円）	—	—	—	—
安全マネジメントコンサルティング実施件数	—	—	49件	31件	25件	—	—		決算額（千円） ※注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	—
安全マネジメント講師派遣件数	—	—	479件	448件	461件	—	—		経常費用（千円） ※注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	—
安全マネジメント講習会実施回数、参加人数	—	—	87回 2,395人	85回 2,114人	96回 3,015人	—	—		経常利益（千円） ※注1～注3	△2,738	2,694	1,940	—
安全マネジメント支援ツール講習会実施回数、参加人数	—	—	64回 1,130人	58回 844人	66回 1,275人	—	—		行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—
安全マネジメント内部監査講習会実施回数、参	—	—	52回 720人	50回 758人	55回 995人	—	—		従事人員数 ※注4	309	309	309	—

加人数														
安全マネジメントセミナー参加人数	—	—	822人	711人	1,034人	—	—							

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者	④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送	④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメント評価実施事業者数 ・安全マネジメントコンサルティング実施件数 ・安全マネジメントセミナー参加人数 <p><評価の視点></p> <p>安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた取組が着実に進んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④安全マネジメント制度の浸透定着等</p> <p>1) 安全マネジメント評価事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国で12事業者に評価を実施。 ・安全評価員養成のため、新たに21人を国土交通省主催「安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加。安全評価員候補者10人にNASVA主催「安全マネジメント評価スキルアップ研修」を受講。 <p>2) 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップセールス、講習会開催時等のPRを行い、コンサルティングを 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>新たに開始した国土交通省認定の「ガイドラインセミナー」「リスク管理セミナー」「内部監査セミナー」の参加者が、従来の講習会参加者数を大幅に上回ったほか、9回目となる安全マネジメントセミナーの参加者が初めて1千人を超える等、安全マネジメント制度の浸透・定着を大きく拡大させており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、安全マネジメントのより一層の定着・浸透に向け、トップセールスや講習会開催時等あらゆる機会において積極的なPRを行う。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>昨年度から新たに開始した「ガイドラインセミナー」「リスク管理セミナー」「内部監査セミナー」の参加者が、従来の講習会参加者数を上回ったほか、9回目となる安全マネジメントセミナーの参加者が初めて1千人を超えるなど、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた取組が着実に進められており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	

<p>全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。</p> <p>あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。</p>	<p>事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。</p>	<p>ストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。</p>		<p>25件（バス12件、ハイタク5件、トラック8件）実施。</p> <p>・「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的とした講師派遣を461件実施。</p> <p>3) 安全マネジメント関係講習会</p> <p>・平成26年度より新たに国土交通省から認定を受けた「ガイドライン・リスク管理（基礎）・内部監査（基礎）」の各セミナーを開催。</p> <p>（安全マネジメント講習会）</p> <p>：認定セミナー「ガイドライン」を全国で97回開催し、3,015人の経営者等が受講。</p> <p>（安全マネジメント支援ツール講習会）</p> <p>：認定セミナー「リスク管理（基礎）」を全国で66回開催し、1,275人の運行管理者等が受講。</p> <p>（安全マネジメント内部監査講習会）</p> <p>：認定セミナー「内部監査（基礎）」を全国で55回開催し、995人の監査担当者等が受講。</p> <p>4) 安全マネジメントセミナー</p>		
--	---	--	--	---	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月17日、東京国際フォーラムにて開催。過去最高の1,034人の経営者等が参加。 ・平成26年度は、自動車のハード面の安全対策をテーマとした基調講演及び事業用自動車総合安全プラン 2009 フォローアップに関する基調報告並びに自動車運送事業者によるISO39001認証取得を含む安全マネジメントの取組み等を報告。 <p>5) 貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度受託実績117者 <p>6) 貸切バス適正化コンサルティング事業への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方バス協会からの巡回指導委託要請により、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、27事業者に対する巡回指導に協力。 		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-4	道路交通安全の向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第9号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
									予算額（千円）	—	—	—	—	—
									決算額（千円） ※注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	—	—
									経常費用（千円） ※注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	—	—
									経常利益（千円） ※注1～注3	△2,738	2,694	1,940	—	—
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数 ※注4	309	309	309	—	—

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。</p> <p>あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する</p>	<p>⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させることにより交通安全の向上に寄与します。</p>	<p>⑤ 道路交通安全マネジメントシステム規格の第三者認証審査に携わる審査員に求められる力量についての国際標準の作成に際し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会の国内審議団体として以下の活動を行います。</p> <p>ア. 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。</p> <p>イ. 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣します。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 国際的道路交通安全マネジメントの浸透に向けた取組が着実になされているか。</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ ISO 39001 の管理・運用の取組み</p> <p>1) 国内審議委員会の開催 ・平成 26 年 6 月、ISO/TC241 国内審議委員会（以下「委員会」という。）を開催し、ISO 39001 認証取得状況等報告を行うとともに、「適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第 7 部：道路交通安全マネジメントシステムの審査及び認証のための力量要求事項」（以下、「ISO 17021-7」という。）について審議し、学識経験者、関係行政機関及び自動車関係団体等からの意見聴取、取りまとめ等を行い、同年 10 月、国際標準化機構が ISO 17021-7 を発行。</p> <p>2) 国際審議委員会への出席 ・平成 26 年 11 月にワシントン DC で開催された ISO/TC 241 国際審議委員会に職員を派遣。我が国の ISO 39001 取得状況及び取得事業者</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>国内審議委員会において「道路交通安全マネジメントシステムの審査及び認証のための力量要求事項」（ISO17021-7）の審議、意見取りまとめを行った。平成 26 年 8 月、我が国の実情に適合する安全対策の実施を求める「N-RTS マネジメントシステム」を発行した。関係行政機関、自動車関係団体、ISO 関係機関等を招待し、「N-RTSMS 立上げ記念講演会」を 10 月に東京都内で開催した。ISO 39001 の更なる普及に向けた主要都市での ISO 39001 紹介セミナーの開催、ISO コンサルティングの実施等、年度計画を十分に達成しているものと判断し B 評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、必要に応じて国内審議委員会の開催による意見集約、国際会議への職員派遣による情報収集等を行うとともに、道路交通安全マネジメントシステム規格の的確な運用を図る。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 国内審議委員会における「道路交通安全マネジメントシステムの審査及び認証のための力量要求事項」（ISO17021-7）の審議、意見取りまとめや「N-RTS マネジメントシステム」の発行など、ISO 39001 の更なる普及に向けた取組を進めており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B 評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	

<p>動向等を踏まえ、 内容の一層の充実 等を図る。</p>				<p>の取組について報告する とともに、各国の成功事 例、個別の取組事例など 情報を共有。</p> <p>3) ISO 関係機関との連 携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 39001 の的確な運 用、事故削減に真に効果 を発揮することを目指 し、ISO 関係機関と以下 の連携。 ： 認定機関の日本適合性 認定協会が開催するマネ ジメントシステム技術委 員会に委員として出席 し、道路交通安全マネジ メントシステム認定制度 の意見を提案。 ： 認証機関の日本検査キ ューエイ株式会社、建材 試験センター及び株式会 社日本環境認証機構が開 催したセミナーの講師と して、自動車運送事業者 等に ISO 39001 及び N- RTS マネジメントシス テムの概要について説 明。 ： 審査員研修機関の株式 会社テクノファが他国際 規格の審査員及びコンサル タント等を対象に開催 した ISO 39001 審査員資 格拡大研修コースに講師 を派遣し、国内 ISO 39001 審査員の力量向上 に寄与。 		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>⑥N-RTS マネジメントシステムの発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 8 月、ISO 関係機関と検討し、法規制やインフラ整備が進んでいる我が国の実情に適合する具体的な安全対策として「ISO 39001 : 2012 道路交通安全マネジメントシステムに関する追加要求事項 (N-RTS マネジメントシステム)」を発行。 ・平成 26 年 10 月、関係行政機関、自動車関係団体、ISO 関係機関及び ISO 39001 取得事業者等 106 名を招待し、「N-RTSMS 立上げ記念講演会」を開催。講演会では、中央大学工学部教授 中條武志氏及び日本適合性認定協会常務理事 藤巻慎二郎氏からそれぞれご講演を頂き、ナスバから「N-RTSMS の要求事項」について説明。 <p>⑦ISO 39001 を事業者に普及させる取組み</p> <p>1) ISO 39001 紹介セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 6 月から、東京、大阪、名古屋ほか主要 6 都市で ISO 39001 の更なる普及を目的とした「ISO 39001 紹介セミナー」を開催。 ・セミナーでは、ISO 	
--	--	--	--	--	--

				<p>39001 の概要や取得効果などを伝え、自動車運送事業者等 189 名が受講。</p> <p>2) NASVA 安全マネジメントセミナー ・平成 26 年 10 月に東京国際フォーラムで開催した「第 9 回 NASVA 安全マネジメントセミナー」において、ISO 39001 を取得した WILLER EXPRESS JAPAN 株式会社 常務取締役 平山幸司氏が ISO39001 に関する取組の現状報告。</p> <p>3) ISO 39001 体制構築支援コンサルティング ・ISO 39001 の取得を希望した自動車運送事業者 5 社に対して ISO 39001 体制構築支援コンサルティングを実施。</p> <p>4) 講師派遣及び業界紙等の取材対応 ・各種業界団体等 4 社（損保ジャパン日本興亜損害保険、インターリスク総研、WILLER GROUP 安全運行協議会、高崎地区運送事業協同組合）が主催するセミナーや研修会に講師を派遣し、ISO 39001 及び N-RTS マネジメントシステムの概要説明等を実</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界紙等からの取材、執筆依頼に対応。 <p>5) ISO 39001 取得事業者に対する取得効果ヒアリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NASVA のコンサルティングにより ISO 39001 を取得した自動車運送事業者等 15 社に対して、認証取得後の効果についてヒアリングを実施。 ・「3 年間で有責事故 30%削減の目標が達成できる状況」「事故が 43%減少し、保険料が 180 万円減少」「1 年間で事故総数が 22%減少」などの回答。 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-1	療護施設における治療・看護の充実		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 3 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：高（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 187

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
遷延性意識障害からの脱却者数（計画値）	中期目標期間 95 人以上	—	19 人以上	19 人以上	19 人以上	19 人以上	—		予算額（千円）
遷延性意識障害からの脱却者数（実績値）	—	88 人	28 人	30 人	21 人	—	—		決算額（千円） ※注 1～注 3
達成度	—	—	147.4%	157.9%	110.5%	—	—		経常費用（千円） ※注 1～注 3
									経常利益（千円） ※注 1～注 3
									行政サービス実施コスト（千円）
									従事人員数 ※注 4

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「療護業務」の実績額（療護業務全体の実績額）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 334 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 25 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>機構は、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。</p> <p>① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。</p> <p>② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、</p>	<p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注4）、プライマリーナーシング（注5）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>（注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>（注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者の</p>	<p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注4）、プライマリーナーシング（注5）、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>（注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>（注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者の</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>遷延性意識障害からの脱却者数</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>療護施設において質の高い治療・看護が実施されているか。関東西部地区における新たな委託病床が着実に設置されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①各療護センターにおいて、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を実施。</p> <p>②医療技術、看護技術等の着実な開発・向上のため、以下の取組みを実施。</p> <p>1) 各医療機器の整備等・岡山療護センターのコンピュータ断層撮影装置（CT）を2月27日から稼働。</p> <p>・岡山療護センターのX線画像診断装置を2月18日から稼働。</p> <p>・中部療護センターの脳磁図計（MEG）棟を3月24日に竣工。</p> <p>2)療護センターの知見・ノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携により、第23回日本意識障害学会において共同研究発表。</p> <p>3) 高度先進医療機器を</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療、ワンフロア病棟システムの運用、プライマリーナーシング、ナスバスコアの活用等、従来からのきめ細かく質の高い看護の実施のほか、懸案であった関東西部地区における新たな委託先病院の選定については、入札参加意思のある病院探しを継続的に進めた結果、平成27年4月の公募開始に結びついたこと、試験的に導入してきた新看護プログラムを本格的に実施したこと等の新たな取り組みを行うとともに、脱却者数も21人となっており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>施設の老朽化が目立つ療護センターの中長期的な修繕計画の策定が必要であることのほか、今後の委託病床の立地等について検討を行う。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療、ワンフロア病棟システムの運用、プライマリーナーシング、ナスバスコアの活用等、従来からのきめ細かく質の高い治療・看護が実施されているとともに、新看護プログラムの本格実施や年度計画を超える脱却者数の達成など、治療・看護における取組・実績は評価できる。</p> <p>一方、関東西部地区における新たな委託病床については、昨年度中の設置に至っていない。しかしながら、入札参加意思のある病院探しを進め、平成27年4月の公募開始に結びつけており、早期の病床設置やその後の委託病床のあり方の検討といった今後の取組が期待される。</p> <p>以上のことから、年度計画における所期の目標を達成していると認められ、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>関東西部地区における新たな委託病床が未だ設置されていない状況に対し、公募における入札病院の着実な審査・評価を進め、早期の病床設置が求められる。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	

<p>その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。</p>	<p>グ」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p>	<p>かすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p>	<p>② 「施設及び設備に関する計画」(別紙1)に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。</p> <p>③ 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどによ</p>	<p>利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材育成と地域医療の充実に貢献。</p>	<p>4) 入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。</p>	<p>③療護施設機能一部委託病床では、(6月)第1回療護センター長等会議、(7月)MSW担当者連絡会議、(9月)看護部長等連絡会議、(10月)リハビリ担当者連絡会議、(11月)第2回療護センター長等会議及び事務担当者会議並びに平成27年1月に療護施設MSW・主管支所コーディネーター連絡会議に病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施。</p>	<p>④関東西部地区については、応札病院を確保することが先決であるため、入札参加意思のある病院探しを継続し、その結果、平成27年度早々に公募</p>
--	--	---	--	--	--	---	--

	<p>ついて引き続き検討します。</p> <p>④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注6）者数を95人以上とします。</p> <p>（注6）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。</p>	<p>り、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>④ 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院の選定に向けた方策を再度検討の上選定を行い、患者の受入を開始して適切な治療・看護を行います。</p> <p>⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成26年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注6）者数を19人以上とします。</p> <p>また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表</p>	<p>を開始。</p> <p>⑤脱却者数・「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の公表等</p> <p>1) 上記①～③により治療効果を高めた結果、脱却者数は年度計画数を超える21人。</p> <p>2) 「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を平成27年3月27日に公表。その分析の結果、前年度調査同様ナスバスコア平均値減少のほか、重症度別の分析のいずれも平均値が減少するなど治療改善効果を確認。</p> <p>3) 入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連において、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が短い場合に改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であるものの、他の要因と比べると年齢の影響度合いはそれほど大きくないこと」等が示され、入院患者の治療改善効果の更なる向上のため、この結果を過去の分析結果とともに、症例検討、カ</p>		
--	--	--	--	--	--

		<p>します。</p> <p>さらに、療護施設看護の一環として、新看護プログラム（注7）の全部又は一部を導入し、実施します。</p> <p>（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。</p> <p>（注7）「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムをいう。</p>		<p>ンファレンス等の際に活用。</p> <p>4) 療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に7か所の療護施設において療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部を実施。</p> <p>5) 東北療護センターでは、患者家族の強い希望により試験的にロボットスーツ HAL を一台導入（平成23年6月1日）し、リハビリで活用。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-2	療護施設の周知、知見・成果の普及促進		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 3 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 187

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間平均値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
日本脳神経学会等における研究発表件数(計画値)	中期目標期間の年度毎に 31 件以上	—	31 件以上	31 件以上	31 件以上	31 件以上	31 件以上		予算額(千円)	—	—	—	—
日本脳神経学会等における研究発表件数(実績値)	—	31 件	36 件	33 件	35 件	—	—		決算額(千円) ※注 1～注 3	2,898,443	3,230,776	3,228,460	—
達成度	—	—	116.1%	106.5%	112.9%	—	—		経常費用(千円) ※注 1～注 3	2,908,890	3,241,032	3,279,712	—
短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数	—	14 病院 19 人	17 病院 28 人	21 病院 2 施設 32 人	21 病院 2 施設 37 人	—	—		経常利益(千円) ※注 1～注 3	289	4,013	4,232	—
療護施設における MSW による相談対応件数	—	—	10,132 件	10,911 件	9,969 件	—	—		行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
									従事人員数 ※注 4	309	309	309	—

※注 1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「療護業務」の実績額（療護業務全体の実績額）

を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。</p> <p>④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じ、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。</p>	<p>⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。</p> <p>⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動</p>	<p>⑥ 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。</p> <p>⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院を始めとする部外施設の看護師等の研修を行うな</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>日本脳神経学会等における研究発表件数</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数 ・療護施設におけるMSWによる相談対応件数 <p><評価の視点></p> <p>療護施設の周知や知見・成果の活用、在宅介護に向けた援助が効果的になされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥療護施設の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各療護施設の事務職員及びMSWが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を実施。 ・特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を実施。 ・また、被害者家族団体の総会及び学習会等に出席し、療護施設の周知を実施。 ・さらに、主管支所等では、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、損害保険会社の支払い担当部所に対し、被害者への周知について協力依頼を実施。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>療護施設の周知徹底、療護センターで得られた知見・成果について他の医療機関等への普及促進のほか、在宅介護者への新たな支援として療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法を紹介したDVDを制作し広く普及を図るといった取組により年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、療護施設の確実かつ効果的な周知を進めるほか、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動、在宅介護者等への支援を積極的に行う。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>療護施設の周知や療護センターで得られた知見・成果の他の医療機関等への普及・促進が積極的に進められているほか、在宅介護者への新たな支援として、療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介したDVDを制作し広く普及を図るなど、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>関係機関への働きかけ等による療護施設の積極的かつ効果的な周知のほか、在宅介護者への更なる支援が求められる。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	

	<p>を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注7）等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。</p> <p>（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。</p>	<p>ど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。</p> <p>また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。</p> <p>⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー（注8）、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行います。</p>		<p>⑦療護施設の知見・成果の活用等</p> <p>1) 年度計画を4件超える35件の学会発表を実施。</p> <p>・8月22・23日に北海道札幌市で開催された第23回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘り、31件の学会発表。 （本部1件、千葉療護センター4件、東北療護センター6件、岡山療護センター9件及び中部療護センター11件（うち1件は連携大学院との共同研究））</p> <p>・また、10月9～11日に東京で開催された日本脳神経外科学会第73回学術総会で、4件（千葉療護センター1件、中部療護センター3件）の学会発表。</p> <p>2) 短期入院協力病院のスタッフへの研修として、千葉療護センターにおいて5病院1施設11人、東北療護センターにおいて6病院9人、岡山療護センターにおいて7病院1施設13人、中部療護センターにおいて3病院4人、合計21病院2施設37人に対する実務研修を実施。</p>		
--	--	---	--	---	--	--

		<p>(注8)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。</p>	<p>3) 中部療護センターに開設した「連携大学院」について、平成21年度1人、22年度1人、23年度1人、24年度2人、26年度1人の合計6人が入学し、26年度までに1人が修了。26年8月に開催された第23回日本意識障害学会の場において、研究成果の発表を実施。</p> <p>⑧在宅介護者等に対する支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護者等にする支援を進めるため、療護施設において、MSWが対前年度比8.65減の9,969件の相談や問い合わせに対応。 ・療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介したDVD「療護施設での看護と在宅介護に向けて」を作成。機関誌「ほほえみ」のH26年夏号に同封し、介護料受給者、被害者団体へ送付。NASVA ホームページにおいても閲覧可能。 	
--	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	介護料の支給等		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 4 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 184、187

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
介護料支給実績(受給者数、支給額)	—	4,758 人 3,054 百万円	4,796 人 3,084 百万円	4,789 人 3,076 百万円	4,784 人 3,039 百万円	—	—		予算額(千円)	—	—	—	—
訪問支援実施率(計画値)	中期目標期間最終年度：前年度末介護料受給資格者数に対する割合 60%以上	—	40%以上	45%以上	50%以上	55%以上	60%以上		決算額(千円) ※注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	—
訪問支援実施率(実績値)	—	40.6%	46.3%	49.5%	55.2%	—	—		経常費用(千円) ※注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	—
達成度	—	—	115.8%	110.0%	110.4%	—	—		経常利益(千円) ※注1～注3	△159	74	43	—
訪問支援実施人数	—	1,866 人	2,139 人	2,296 人	2,577 人	—	—		行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額	—	756 人 40 百万円	972 人 53 百万円	1,043 人 61 百万円	1,091 人 58 百万円	—	—		従事人員数 ※注4	309	309	309	—

介護支援効果に関する評価度(計画値)	中期目標期間の年度毎に4.0以上	—	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上								
介護支援効果に関する評価度(実績値)	—	4.23	4.33	4.39	4.40	—	—									
達成度	—	—	108.3%	109.8%	110.0%	—	—									

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額(介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む)を記載。

※注2) 決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を</p>	<p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充</p>	<p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況及び要望に応じた介護料の支給を適切に行います。</p> <p>また、介護料受給者並びにその家族(以下「受給者等」という。)への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を50%以上とします。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援実施率 ・介護支援効果に関する評価度 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援実施人数 ・介護料支給実績 ・短期入院・入所費用助成支給実績 <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①介護料の支給等</p> <p>1) 介護料の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度、介護の状況等に応じ4,784人に対し、介護料30億3,859万円を支給。 ・受給者等のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の拡大を図るなどの措置を実施。 <p>2) 訪問支援の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月より、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と定め、全支所における被害者援護業務の実施体制を強 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>介護料の適切な支給、訪問支援の効果的な実施のほか、短期協力病院等の利用促進や交流会の実施等、年度計画を十分に達成していることのほか、以下の成果を勘案しA評価とするものである。</p> <p>1. 被害者援護業務の充実強化に向けた体制構築の成果</p> <p>①「被害者援護促進の日」(毎週木曜日)の開始等、被害者援護業務の充実強化に向け、以下のような体制整備・指示の徹底を行った。</p> <p>〔体制の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織規程等を改正し、各主 	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>訪問支援実施率については55.2%と昨年度の目標である50%を上回り所期の目標を達成しているほか、訪問支援実施人数についても2,577人(前年度比281人増)と今中期計画期間で最大の増加人数となっている。</p> <p>また、介護料受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、入院・入所に係る費用の助成や「つなぐ」取り組みの結果、延べ444人(25年度比91人増、126%)の方の施設利用に繋がっており、24年度から25年度の伸び(13人増、104%)から大幅に向上している。</p> <p>さらに、「被害者援護促進の日」の設定による訪問支援等の集中的な実施や、日本損害保険協会や日本福祉用具供給協会を通じた被害者援護業務の周知活動など、これまでにない新たな取り組みを進めており、更なる被害者救済の促進が期待される。</p> <p>一方、年度計画における定量的指標についてはどの項目もA評価の基準(120%以上)に達していないことや、有識者の意見にもあるとおり現時点では評価を引き上げるほどの具体的な成果が見えてきていないことから、「所期の目標を上回る」とまでは評価できない。</p> <p>以上より、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。</p>

<p>60%以上とする。</p> <p>② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。</p> <p>③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。</p>	<p>実・強化します。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。</p> <p>② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要</p>	<p>併せて、訪問支援結果を整理分析して本部並びに必要な主管支所及び支所で共有し、訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、支援内容の充実を図ります。</p> <p>② 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院及び短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）等への短期入所に係る助成を積極的に行います。</p> <p>また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、協力施設、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期</p>	<p>化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時に組織規程等を改正し、各主管支所等の全ての所属職員を被害者援護業務の担当に指定することとしたほか、本部被害者援護部に企画調整グループを新設 〔指示の徹底〕 ・各主管支所等に対し、本部被害者援護部長等より以下の内容の指示通達を发出 <p>：「被害者援護促進の日」には、被害者援護業務の「周知」「訪問支援」等、何らかの被害者援護業務に従事すること</p> <p>：「被害者援護促進の日」における安全指導業務からの職員シフト計画を作成すること</p> <p>：「被害者援護促進の日」にやむを得ず指導講習等に従事する場合も、立ち寄り先等において被害者援護業務の周知を行うなど何らかの形で被害者援護業務促進に努めること</p> <p>②以上の体制整備及び指示の徹底のほか、安全指導業務の効率化の効果も相まって進めることが出来た被害者援護業務の充実強化に向けた体制の構築は、これまでのナスバの業務体制からの大転換であるとともに、今後のナスバの業務体制の基盤を築いた点で大きな成果。</p> <p>2. 被害者援護業務の充実強化に伴う実績向上の成果</p> <p>「被害者援護促進の日」の実施及びこれに伴う体制の構築を図るとともに、交通政策</p>	<p>・同時に組織規程等を改正し、各主管支所等の全ての所属職員を被害者援護業務の担当に指定することとしたほか、本部被害者援護部に企画調整グループを新設。</p> <p>・前年度末介護料受給資格者4,665人に対する訪問支援の実施割合は、年度計画の50%を大幅に上回る55.2%（2,577人）。</p> <p>・「被害者援護促進の日」における訪問支援実施率は、46.0%（688人/1,497人 平成26年10月～平成27年3月の実績）と週1日であるにも関わらず非常に高い。</p> <p>・訪問支援の結果を本部、主管支所及び支所で共有するとともに、療護施設や被害者団体等の意見交換等を通じ、より効果的な訪問支援を推進。</p> <p>3) 被害者援護業務の一層の周知</p> <p>（日本損害保険協会を通じた周知活動）</p> <p>・日本損害保険協会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施。</p>	<p>管支所等の全ての所属職員を被害者援護業務の担当に指定することとしたほか、本部被害者援護部に企画調整グループを新設</p> <p>〔指示の徹底〕</p> <p>・各主管支所等に対し、本部被害者援護部長等より以下の内容の指示通達を发出</p> <p>：「被害者援護促進の日」には、被害者援護業務の「周知」「訪問支援」等、何らかの被害者援護業務に従事すること</p> <p>：「被害者援護促進の日」における安全指導業務からの職員シフト計画を作成すること</p> <p>：「被害者援護促進の日」にやむを得ず指導講習等に従事する場合も、立ち寄り先等において被害者援護業務の周知を行うなど何らかの形で被害者援護業務促進に努めること</p> <p>②以上の体制整備及び指示の徹底のほか、安全指導業務の効率化の効果も相まって進めることが出来た被害者援護業務の充実強化に向けた体制の構築は、これまでのナスバの業務体制からの大転換であるとともに、今後のナスバの業務体制の基盤を築いた点で大きな成果。</p> <p>2. 被害者援護業務の充実強化に伴う実績向上の成果</p> <p>「被害者援護促進の日」の実施及びこれに伴う体制の構築を図るとともに、交通政策</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>訪問支援の実施については、介護者なき後問題に対するきめ細かい情報提供や災害時の対応などの情報提供、短期入院・入所の利用ニーズの把握等を含めた内容の充実を図る必要がある。また、短期入院・入所の利用の促進については、助成制度の更なる充実を図るとともに、協力病院・施設を個別につなぐ（コーディネート）活動を推進するなど、積極的な取り組みが求められる。</p> <p><その他事項></p> <p>（有識者の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護料受給者が法人の取り組みに満足しているかどうかは、定量的かつ具体的な満足度調査を実施しなければ、十分に把握できない。 ・法人の取り組みについて努力は見られるが、成果が現れていないものを評価するのは難しい。
---	---	--	--	--	---	--

	<p>望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者へ的確に情報提供します。</p> <p>③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階</p>	<p>入院・入所助成制度の利用の促進と円滑な運用を図ります。</p> <p>さらに、協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握するとともに、受給者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行います。</p> <p>③ 受給者等の参加による交流会の開催、機関誌の活用等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。</p> <p>また、療護施設、協力病院等、関係自治体等及び被害者団体と連携を密にし、</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・同協会の医療研修「重度後遺障害専門医療コース」の講義の中で介護料制度を中心とした被害者援護業務について取り上げられ、今後も継続的に実施。 （日本福祉用具供給協会を通じた周知活動） ・介護ベッドや介護用イス等福祉用具の販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である日本福祉用具供給協会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務について説明。 ・同協会を通じ全国の傘下会員329社（販売店数約2千）にNASVAの被害者援護業務に関する周知がなされた。 <p>②短期入院・短期入所協力病院等の利用促進</p> <p>1) 短期入院・入所費用に係る助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、対前年度48人増の1,091人に対して、患者移送費、室料差額及び食事負担額として約5,795万円の費用を助成。 <p>2) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進</p>	<p>基本法に基づき政府が今後講ずべき交通に関する施策について定められた「交通政策基本計画」（平成27年2月13日閣議決定）において、これまでナスバが行ってきた訪問支援のさらなる充実・強化が期待されたことに伴い、被害者援護業務の実績が大きく向上。</p> <p>〔訪問支援の実績の向上〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援実施率が、55.2%と計画の「50%以上」を大きく上回る。 ・訪問支援実施人数が、前年度比+281人と今中期期間で最高の増加人数。また、前中期最終年度実績との比較では+711人（138.1%）と大きく増加。 <p>〔短期入院費用補助受給者の実績の向上〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者人数：前中期最終年度実績との比較で+335人（144.3%）と大きく増加。 <p>3. 「被害者援護促進の日」の効果的活用</p> <p>平成26年10月から開始した「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）における訪問支援実施率は、46.0%（688人/1,497人 平成26年10月～平成27年3月の実績）と週1日であるにも関わらず非常に高く、「被害者援護促進の日」が効果的に活用されている。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

	<p>評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>交流会の開催や参加等への協力を求めるとともに、協力病院等の施設情報、防災情報等の把握及び提供、災害時の安否確認の実施を始め、ニーズに即した支援の充実に努めます。</p> <p>加えて、被害者のニーズを的確に把握するため、主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。</p> <p>④ 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、必要な主管支所に追加配置するとともに、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進めます。</p> <p>併せて、支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協力病院等への短期入院・入所の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA 本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催。情報共有と事例検討による利用促進に向けた協議を実施。 ・協力病院等への訪問や交流会を通じて、患者等の受入条件・環境（個室の有無、看護体制等）等を把握し、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者等に案内するとともに、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供し、受給者等と協力病院等との間をつなぐことで協力病院等の利用を促進。 ・有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会により、協力病院等の利用促進や被害者等ニーズにあった被害者救済対策を検討。 <p>③受給者等の交流会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国47支所で延べ53回開催。 ・療養施設、協力病院等、行政等関係機関の協力による講習会、勉強会等と 	<p>4. 被害者援護業務の一層の周知に向けた新たな取り組み</p> <p>【日本損害保険協会を通じた早期の被害者救済に向けた周知活動の開始】</p> <p>①ナスバでは従来から各損保会社に対する周知活動を個別に行ってきたところであるが、ナスバの介護料制度等に関する理解が十分になされていなかったこともあり、あまり効果が見られなかったところ。こうした状況の中、被害者援護業務強化の一環として、損保協会に対しナスバの被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施。</p> <p>②その結果、日本損害保険協会が行う医療研修「重度後遺障害専門医療コース」の講義の中で、介護料制度を中心としたナスバの被害者援護業務について取り上げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者は交通事故の重度後遺障害事案を担当する各損保会社の損害サービス担当者。 ・講師は損保会社のMSW。 <p>講義開催に向けナスバは担当講師等に対し被害者援護業務に関する勉強会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は3回開催され133人が受講。今後も継続的に取り上げられる予定。 <p>③これにより、損保会社担当者を通じて重度後遺障害者となった被害者に対し介護料を</p>	
--	---	--	--	---	--

		<p>の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施します。</p> <p>⑤ 以上の施策を実施することにより、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（平成26年度）を、4.0以上とします。</p>		<p>交流会の同時開催、機関誌「ほほえみ」の活用等による協力病院等の施設情報や防災情報に関する情報提供、受給者等の災害時安否確認のための緊急連絡先の把握など、ニーズに即した支援の充実を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者側のニーズを的確に把握するため、平成26年6月から9月にかけて、全国を8ブロックに分け、関係被害者団体との意見交換会を実施。 <p>④コーディネーター候補者及び被害者援護担当者等への研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を実施。 ・被害者援護業務に係る専門的かつ高度な業務を専従的に行うコーディネーター養成のため、前記講義のほか、在宅介護をより深く理解した上での訪問支援の実施に向け、療護センターの協力を得て2週間にわたり遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得等の実技研修を実施。 ・平成23年度から24年 	<p>始めとする被害者援護制度の情報を早々に伝えられることが期待される等、早期の被害者救済促進の仕組みが構築された。</p> <p>【日本福祉用具供給協会を通じた早期の被害者救済に向けた周知活動の開始】</p> <p>①平成27年度から介護料の支給対象となる介護用品を拡大することを踏まえ、被害者援護業務強化の一環として、介護ベッドや介護用イス等福祉用具の販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である日本福祉用具供給協会に対して、介護料制度を中心としたナスバの被害者援護業務について説明。</p> <p>②その結果、同協会を通じ全国の傘下会員329社（販売店数約2千）にナスバの被害者援護業務に関する周知が行われた。</p> <p>③これにより、上記の損保協会を通じた取り組み同様、重度後遺障害者となった被害者に対し介護料を始めとする被害者援護制度の情報を早々に伝えられることが期待される等、早期の被害者救済促進の仕組みが構築された。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き介護する家族等への相談対応や必要な情報の提</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>度にかけて全国 9 主管支所に配置したコーディネーターについて、25～26年度に東京・名古屋・大阪の各主管支所に 1 名ずつ増員し体制強化。</p> <p>・神奈川支所及び兵庫支所に介護料業務を行う事故対策事業推進員を配置。</p> <p>⑤介護支援効果に関する評価度</p> <p>介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の 4.0 を上回る 4.40 の評価。</p>	<p>供を始め、被害者ニーズに即したより効果的な訪問支援を実施する。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	交通遺児等への生活資金の貸付		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 5 号及び第 6 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 187

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
交通遺児等貸付実績 (貸付人数及び貸付額)	—	426 人 103 百万円	366 人 89 百万円	301 人 73 百万円	253 人 62 百万円	—	—		予算額 (千円)	—	—	—	—
新規貸付人数 (上記内数)	—	39 人	46 人	32 人	41 人	—	—		決算額 (千円) ※注 1～注 3	414,161	434,010	437,159	—
「友の会の集い」参加人数	—	615 人	907 人	794 人	757 人	—	—		経常費用 (千円) ※注 1～注 3	450,775	469,912	473,534	—
交通遺児への精神的支援に関する評価度(計画値)	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上	4.0 以上		経常利益 (千円) ※注 1～注 3	41,705	△5,452	△26,183	—
交通遺児への精神的支援に関する評価度(実績値)	—	4.51	4.57	4.58	4.63	—	—		行政サービス実施コスト (千円)	—	—	—	—
達成度	—	—	114.3%	114.5%	115.8%	—	—		従事人員数 ※注 4	309	309	309	—

※注 1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「貸付業務」の実績額（貸付業務全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担っており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。	<p>① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。</p> <p>また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の開催などにより、精神的支援を効果的に実施します。</p> <p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。</p> <p>また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の開催など、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。</p> <p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成26年度）について、4.0以上とします。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>交通遺児への精神的支援に関する評価度</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児等貸付実績 新規貸付人数 「友の会の集い」参加人数 <p><評価の視点></p> <p>精神的支援が効果的に実施されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①生活資金の貸付等</p> <p>1) 交通遺児等253人に対し、63百万円の無利子貸付けを実施。うち、新規貸付については、対前年度9人増の41人。</p> <p>2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施。</p> <p>(友の会の集い)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施。全50支所において775人が参加。 うち34支所においては、被害者家族の一層のコミュニケーションを図ることを目的に1泊2日の行程で実施。 「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ127回実施。 (友の会コンテスト) 平成26年度は「写真コンテスト」を実施。多くの応募作品の中から75作品が各賞を受賞し、 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>交通遺児家族等の交流促進による健全育成に向けた取り組みを的確に実施し、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、友の会の集いや交流会の効果的な実施等、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>交通遺児家族等の交流促進による精神的支援を積極的に実施するとともに、新規貸付人数も対前年度比増となっており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし</p> <p><その他事項>（有識者の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児の就学状況を調べた上で、貸付の目的について就学支援も含めて再検討してはどうか。 貸付ではなく給付型の制度をつくるべき。 	

				<p>本部及び各主管支所等において表彰式を開催。</p> <p>(企業等による支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体に対し支援を要請した結果、友の会会員415人が企業等主催のイベント等に招待。 <p>②交通遺児友の会会員に対するアンケート調査(5段階評価)の結果、目標値の4.0を上回る4.63の評価。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	自動車事故被害者等への情報提供・相談対応		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 9 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 187

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
交通事故被害者ホットライン受付件数	—	2,745 件	3,081 件	3,157 件	2,234 件	—	—		予算額（千円）	—	—	—	—
在宅介護相談窓口相談件数	—	—	2,378 件	2,126 件	1,623 件	—	—		決算額（千円） ※注 1～注 3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	—
									経常費用（千円） ※注 1～注 3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	—
									経常利益（千円） ※注 1～注 3	△159	74	43	—
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—
									従事人員数 ※注 4	309	309	309	—

※注 1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注 2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 334 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 25 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。	<p>自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。</p> <p>さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。</p>	<p>① 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）を実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行うとともに、情報案内サービスの周知に努めます。</p> <p>また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。</p> <p>② 交通遺児等に対する相談支援の充実を図るため、家庭相談員が適切な指導、助言を行うための研修を実施し、資質の向上を図ります。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者ホットライン受付件数 ・在宅介護相談窓口相談件数 <p><評価の視点></p> <p>被害者等のニーズに応じた相談対応がなされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①ホットライン利用向上のための取組み</p> <p>1) 昨年度に続き以下の取組みを実施した結果、受付件数3,234件(対前年度78件増)、相談窓口紹介件数は5,483件(対前年度154件増)とともに増加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成し、以下をはじめとする集客イベントの場で配布。 <p>：ナスバギャラリーIn 東京</p> <p>：交通安全。アクション2014</p> <p>：内閣府主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム（大阪）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインのアウトバウンド業務により、救命救急病院、回復期リハビリ病院に対し周知。 ・「被害者援護制度紹介リーフレット」にホットラインのページについて利用例を掲載し、各主管支所等から各関係機関へ周知。 <p>2) 情報案内サービスに</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援の実施といった従来からの取組みのほか、国交省と連携した親なき後問題に関する情報提供といった新たな取組みにより年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、交通遺児等に対する相談支援の充実、被害者援護に係る各種情報の発信を積極的に行う。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援の実施といった従来からの取組みに加え、国と連携した親なき後問題に関する情報提供といった新たな取組みも進めており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>被害者団体の要望や介護料受給者及び交通遺児のニーズ等を踏まえ、効果的かつ充実した情報提供を行う必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者に最初に接するのは搬送先の病院であり、病院において、被害者救済制度を幅広く周知することも重要。 	

		<p>③ 本部及び主管支所の在宅介護相談窓口において、受給者等への相談支援を実施し、関係支所と支援の結果を共有することにより、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実を図ります。</p> <p>④ 国土交通省から承継した「親亡き後に備えるための情報提供サイト」により関連情報を提供するとともに、協力病院等の情報、防災関係情報等受給者等のニーズに応える情報を始め、被害者援護業務に係る各種情報を、機関誌、ホームページ等を積極的に活用して提供・発信します。</p>	<p>従事する者（オペレーター）が的確に情報提供ができるよう、以下の取組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳外傷被害者団体から講師を招き、家族の心理、カウンセリングの重要性などの講義を実施。 ・交通事故相談室、ADRセンターなどを訪問させ、相談業務担当者と意見交換を行い、他の相談機関の対処方法などを習得。 <p>②家庭相談員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各主管支所において、管内相談員に相談業務に必要な知識付与、各自の相談業務の実体談の共有や他機関の各種救済制度の情報交換を行うとともに、新規貸付の減少要因や貸付制度の周知策等について討議。 <p>③介護に関する相談窓口における相談支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設と連携して1,623件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施。 ・主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病 		
--	--	---	--	--	--

				<p>院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」等。</p> <p>④被害者援護に係る各種情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関誌「ほほえみ」を年4回発行し介護料受給者を対象に配布。特集記事としてナスバ被害者援護業務の取組のほか、東日本大震災を教訓とした今後の備えとして「避難行動要支援者支援制度」の紹介等、受給者から要望のあった有益な記事を掲載。 ・国土交通省と連携し、NASVA ホームページ内に親亡き後問題に関する情報を新たに掲載。 		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-1	自動車アセスメント情報提供業務 衝突安全性能評価		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：高（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 0187

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
旧車種の評価指標平均値（乗員保護性能 運転席）	中期目標期間の年度毎に、後継車種の評価指標	5.67	5.78	5.56	33.49	—	—			予算額（千円）	—	—	—	—	—
後継車種の評価指標平均値（乗員保護性能 運転席）	平均値が、旧車種の評価指標平均値以上。	5.67	5.67	5.89	33.82	—	—			決算額（千円） ※注 1～注 3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	—	—
達成度	—	—	98.1%	105.9%	101.0%	—	—			経常費用（千円） ※注 1～注 3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	—	—
旧車種の評価指標平均値（乗員保護性能 助手席）	中期目標期間の年度毎に、後継車種の評価指標	5.67	5.67	5.43	22.13	—	—			経常利益（千円） ※注 1～注 3	△159	74	43	—	—
後継車種の評価指標平均値（乗員保護性能 助手席）	平均値が、旧車種の評価指標平均値以上。	5.33	5.89	5.86	22.76	—	—			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
達成度	—	—	103.9%	107.9%	102.8%	—	—			従事人員数	309	309	309	—	—

										※注4									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

旧車種の評価指標平均値(歩行者頭部保護性能)	中期目標期間の年度毎に、後継車種の評価指標平均値が、旧車種の評価指標平均値以上。	3.67	3.56	3.00	2.95	-	-												
後継車種の評価指標平均値(歩行者頭部保護性能)		4.00	4.33	4.44	3.42	-	-												
達成度	-	-	121.6%	148.0%	115.9%	-	-												
ファイブスター獲得車種数	-	3車種	6車種	7車種	10車種	-	-												
平均評価得点数	-	162.6	174.2	176.4	182.5	-	-												
最高評価得点数	-	179.6	184.8	189.7	188.8	-	-												
満足度評価(計画値)	中期目標期間の年度毎に4.0以上	-	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上												
満足度評価(実績値)	-	4.16	4.00	4.02	4.10	-	-												
達成度	-	-	100.0%	100.5%	102.5%	-	-												

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額(自動車アセスメント業務のほか、介護料支給業務、事故対策周知業務を含む)を記載。

※注2) 決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。</p> <p>② 車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図ります。</p> <p>② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。</p> <p>これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上と</p>	<p>① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報の提供・環境の構築を図ります。</p> <p>これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上と</p> <p>③ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度(26</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継車種の評価指標平均値が旧車種の評価指標平均値以上 ・満足度評価 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイブスター獲得車種数 ・平均評価得点数 ・平均評価得点数 ・最高評価得点数 <p><評価の視点></p> <p>自動車メーカーによる安全な車両の開発意識の向上と、ユーザーの利用度・満足度の向上に繋がる取組がなされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>本部への自動車アセスメント部の設置、各主管支所等の事務に「自動車アセスメントの周知宣伝に関すること」を明文化し自動車アセスメント広報業務を追加する等、自動車アセスメント事業を効率的に実施する体制を構築。</p> <p>①安全性能評価</p> <p>以下のように、自動車メーカーの安全な車両の開発意識が向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継車種(8車種)について、乗員保護性能評価及び歩行者頭部保護性能評価は、旧車種の得点の平均値以上。 ・側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグについては、装備のなかった旧車種が後継車種では5モデルに装備。 ・最高評価であるファイブスターを獲得した車種数は、評価開始当初の平成23年度は3車種であったが、昨年度は10車種(普通車11車種中)が獲得。 ・後面衝突頸部保護性能 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>ファイブスター受賞車種が過去最高の10車種、アセスメント試験平均得点が普通車及び軽自動車ともに毎年向上等、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が、数値的に反映されており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に向け、引き続き効果的な方策について検討を行う。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>アセスメント試験における後継車種の得点の平均値が、乗員保護性能及び歩行者頭部保護性能共に旧車種の平均値を上回るとともに、ファイブスター受賞車種が過去最高の10車種に達するなど、自動車メーカーによる安全な車両の開発意識の向上が数値的に表れている。ユーザーによる利用度・満足度の評価についても計画値を上回っており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>これまでの衝突試験の実施結果や自動車社会の実情を踏まえ、今後の試験及び評価の実施方法について更に検討を進める必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会の進展における安全性能の評価方法についての検討も進める必要がある。 ・コスト削減の観点から、試験や評価の実施方法について再度検討する必要がある。 ・アセスメント試験における得点の向上をもって法人の業務実績を評価するのは困難。 	

	<p>均値以上となるようにします。 ④ ②及び③の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>年度)について、4.0以上とします。</p>		<p>試験において初めて満点を取得した車種や初めて後席シートベルトリマインダの警報音(中央席除く)が装備された車種が現れる。 ・試験結果において評価が低かった車種が、その後、設計変更を行い自動車製作者が再度アセスメント試験を申請して評価を得る。 ③平成26年1月13日～1月23日に無作為に抽出した運転免許保有者に対しアンケート調査を行った結果4.10の評価。</p>		
--	---	---------------------------	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-2	自動車アセスメント情報提供業務 予防安全技術試験等		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 187

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
								予算額（千円）
								決算額（千円） ※注 1～注 3
								経常費用（千円） ※注 1～注 3
								経常利益（千円） ※注 1～注 3
								行政サービス実施コスト（千円）
								従事人員数 ※注 4

※注 1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（自動車アセスメント業務のほか、介護料支給業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注 2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 334 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 25 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>② 車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>③ 車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車</p>	<p>⑤ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。</p> <p>また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。</p> <p>⑥ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。</p>	<p>④ チャイルドシートアセスメントの試験方法改正のための検討を行います。</p> <p>⑤ 予防安全技術試験導入について以下の取組を行います。</p> <p>ア.衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両 AEB）及び車線逸脱警報装置(LDW)について新たに策定した試験方法及び評価指標を用いて、委託された一部の車両について試験を実施します。</p> <p>イ.視界確保装置の試験導入に伴う調査研究を行います。</p> <p>ウ.衝突被害軽減ブレーキ試験（対歩行者 AEB）を導入するための基礎調査を行います。</p> <p>⑥ 海外の自動車アセスメント</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>予防安全技術の試験方法、評価方法の導入がなされているか。海外のアセスメント機関から得た情報を試験方法の改善等に繋げているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④チャイルドシートの衝突試験について、国連協定期則において側面衝突による性能評価試験の導入が検討されていることを踏まえ、平成30年度を目途に側面衝突による評価を導入するとともに、前面・側面衝突による評価及び使用性評価試験結果を加えた総合的評価を導入することを決定。</p> <p>⑤予防安全技術試験導入について以下の取組を実施。</p> <p>1) 衝突被害軽減ブレーキ試験(AEBS) [対車両] 及び車線逸脱警報装置(LDWS) の評価試験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に申請された37車種について予防安全性能評価を実施。 ・評価結果を当機構ホームページで随時公開。 ・「予防安全性能評価」としてパンフレットを102.4万部印刷し自動車販売店等でユーザーに配布。 ・予防安全性能評価37車種の実施は、世界的に 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>チャイルドシート衝突試験における側面衝突評価や総合的評価の導入の決定、予防安全技術における衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両 AEB）及び車線逸脱警報装置(LDW) の評価の実施、後方視界情報提供装置の試験導入に向けた取組のほか、海外の自動車アセスメント関係機関との積極的な情報交換等、年度計画を十分に達成していることのほか、以下の成果を勘案しA評価とするものである。</p> <p>1. 衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両 AEBS）及び車線逸脱警報装置（LDWS）の評価試験について、年度計画で定めた自動車メーカーから委託された一部の車両の試験の実施のみならず、委託された全ての車種のほかナスバ選定の車種についても試験を実施した成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの安全性能の高い予防安全技術の普及を早々に図るため、自動車メーカーから委託された34車種のほか、ナスバ選定3車種の合計37車種全てについて予防安全性能評価を実施し、評価結果をHPで随時公開。 	<p>評価</p> <p>A</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置について、昨年度は自動車メーカーから委託された一部の車両の試験を実施する計画だったが、委託された全ての車種（34車種）のほか法人が選定した車種（3車種）についても試験を実施し、合計37車種についての評価結果を公開したことで、非常に充実した情報提供がなされた。37車種もの試験実施は世界でも類を見ず（欧州13車種）、この取り組みが米国政府から表彰されるなど世界的にも高く評価されており、法人の取り組みとしても大きく評価できる。</p> <p>また、後方視界情報提供装置の試験については、昨年度の計画であった調査研究にとどまることなく、調査方法及び評価方法の確立まで前倒しで実施し、今年度からの評価試験実施に結びつけている。</p> <p>海外の自動車アセスメント関係機関との積極的な情報交換についても、予防安全技術の試験方法及び評価方法の前倒しでの確立に繋がっている。</p> <p>以上の取り組みは年度計画における所期の目標を上回っていると認められるため、A評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>衝突被害軽減制動制御装置（対歩行者）や夜間歩行者警報装置など、更なる予防安全技術の試験及び評価の実施に向けて、調査研究を着実に進める必要がある。また、高齢化社会の進展を踏まえ、今後の試験及び評価の実施方法について更なる検討を進める必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>（有識者の意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会の進展における安全性能の評価方法についての検討も進める必要がある。 ・A評価とすることについては異議なし。

<p>両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>		<p>関係機関との連携を深め、情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。</p>		<p>も高く評価され、米国政府主催「自動車安全に係る国際会議（E S V会議）」(平成27年6月)において、我が国のアセスメント評価検討会の宇治橋貞之 座長が米国政府(NHTSA)ロズカインド長官より表彰を授賞。</p> <p>2) 後方視界情報提供装置の試験導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後方視界情報提供装置の試験導入に向けた調査研究を実施。 ・予防安全技術検討ワーキンググループにおいて調査結果を検討、後方視界情報提供装置の試験方法及び評価方法を確立するとともに、各自動車メーカーが積極的に参画し、着実に実施できる枠組みを準備して、平成27年度早々から評価試験を開始。 <p>3) 衝突被害軽減ブレーキ試験[対歩行者]導入に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝突被害軽減ブレーキ試験[対歩行者]を導入するための基礎調査を実施。 ・交通事故データ分析調査の実施。 ・今後、学識経験者等で構成される予防安全性能技術検討ワーキンググル 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防安全性能評価37車種の実施は、世界的にも高く評価され、本年6月の米国政府主催の自動車安全に係る国際会議(E S V会議)において、我が国のアセスメント評価検討会の宇治橋貞之 座長が米国政府(米国運輸省高速道路交通安全庁(NHTSA))ロズカインド長官より表彰を受けた。 <p>2. 後方視界情報提供装置の評価試験について、年度計画で定めた調査研究にととまらず、試験方法及び評価方法までも確立した成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの安全性能の高い予防安全技術の普及を早々に図るため、予防安全技術検討ワーキングにおいて、試験導入に必要な試験方法及び評価方法の調査研究を積極的に進めた結果、調査研究にとどまることなく、試験方法及び評価方法までを前倒して確立させたほか、各自動車メーカーの協力を促し、着実に試験が実施できる枠組みまでを整備し、平成27年度からの評価試験の実施に結びつけた。 <p>3. 海外の自動車アセスメント関係機関との積極的・円滑な情報交換による成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議等の場において、関係各国との積極的な意見交換、情報交換に努め、良好な関係を築いた結果、 	
--	--	---	--	--	--	--

				<p>ープで調査結果の精査を行い、平成27年度に試験方法及び評価方法を確立するとともに、平成28年度から予防安全性能評価試験を実施予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防安全性能評価試験については、衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者]の導入に伴い総合点が大幅に増加するため、現在の2段階の評価を見直す等、評価方法の変更を予定。 <p>⑥今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に向け、海外の自動車アセスメント関係機関との連携を深め、情報交換を積極的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月5日にメルボルン（オーストラリア）で開催された「グローバルNCAP フォーラム会議及び交通安全フォーラム」に出席しJNCAPの活動と予防安全技術のアセスメントの実施について情報交換及び意見交換を実施。 ・8月5日ルポール麴町で開催された「2014 EuroNCAP フォーラム」にパネリストとして出席し、自動車製作者や部品製造業者に対して日本が導入する予防安全アセスメント試験について 	<p>：対車両AEB S及びLDW Sについて、試験方法の作成から試験の実施に至る検討が進められていた欧米の知見を活用することが出来た、</p> <p>：後方視界情報提供装置について、試験方法及び評価方法を作成する際に米豪の取組を調査分析することが出来た、ことにより、上記のとおり、我が国における同試験方法及び評価方法を前倒して確立させることが可能となった。</p> <p><課題と対応></p> <p>予防安全技術の一層の充実に向け、夜間の歩行者事故対策に係る調査研究に取り組むほか、機構が保有する医学的知見を有効活用するなどして専門家と連携したアセスメント事業の取組について検討を行う。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>解説。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月26日～27日にクチン（マレーシア）で開催された「アセアンNCAP会議及び交通安全フォーラム」に出席し、ASEANNCAPに対しブレーキ試験等について技術的な事項を中心に意見交換等。 ・ 10月28日から天津（中国）で開催されたグローバルNCAP年次会合に出席し、日本のアセスメントの現状について報告するとともに、予防安全性能アセスメント試験結果についても報告を行うとともに情報を交換。 ・ 12月2日にバンコク（タイ）で開催された「ASEAN自動車フォーラム」に招聘され自動車アセスメント、予防安全性能試験について報告。 ・ 3月2日、4日にオランダの試験機関（応用化学研究機構：TNO）が来日し、予防安全性能試験等について情報収集及び意見交換。 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-3	自動車アセスメント情報提供業務 わかりやすい情報提供		
業務に関連する政策・施策	施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 187

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		

※注 1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（自動車アセスメント業務のほか、介護料支給業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注 2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数 334 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 25 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
② 車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。	③ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。 ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。	② 利用しやすい、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行います。 ア. 予防安全アセスメントに関する新たな評価指標を示すロゴマークを追加したパンフレットを作成します。 イ. 新たな試験に対応したホームページに改善します。 ウ. 自動車アセスメント等試験結果発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行います。 エ. 自動車アセスメント等試験公開において、マスメディアが活用しやすい情報となるよう提供方法を工夫す	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ユーザーのニーズに沿ったわかりやすい情報提供がなされているか。	<主要な業務実績> ②利用しやすい、わかりやすい情報提供の取組 ア. 予防安全アセスメントのロゴマーク、パンフレットの作成等 ・予防安全性能評価試験結果とともに、予防安全装置の普及を目的としたロゴマークを作成。 ・予防安全装置（衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）[対車両]、車線逸脱警報装置（LDWS））の公表にあたっては、ユーザーが各装置の概要を容易にイメージ出来るイラストを作成するとともに評価結果がわかりやすい「予防安全性能評価」パンフレットを作成。 ・パンフレットは102,4万部（前期分として47万部を印刷）を印刷し全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅、運転免許センター等で配布。 イ. 評価結果の公表時期を随時としたことにより、ユーザーが興味のある車種が適宜公表されるためホームページのアクセス件数が増加。	<評価と根拠> 評価：A 利用しやすい、わかりやすい情報提供に向けた予防安全アセスに係るロゴマーク・パンフレットの作成や結果発表会、試験公開の開催のほか、アセスメント業務と被害者援護業務との連携等、年度計画を十分に達成していることのほか、以下の成果を勘案しA評価とするものである。 1. パンフレット・HPの改善だけではなく、アセスメント業務の周知に向けた新たな取り組みを開始し、一層多くのユーザーに普及を図った成果 ①全国組織を活用しアセスメント事業を津々浦々まで普及させるため、アセスメント試験車両の展示、安全性の高いチャイルドシートの取り付け体験等を全国の主管支所等において初めて実施。 ②さらに、アセスメント結果発表会（平成26年度前期）についても初めて地方（福岡）にて開催。 ③地方における開催は、都心部よりもメディアの注目が集まり易いと考え、個々の報道機関への積極的なアピールを行った結果、多くの報道機関	評価 A	<評価に至った理由> JNCAP ファイブスター賞授賞式や試験車両の展示について、初の地方開催を実施して広範な情報発信に努めており、メディアに対する積極的なアピールの効果もあり多くの報道機関（延べ取材社数15社、メディア露出数16件）で取り上げられるなど、効果的な情報発信がなされている。特に、授賞式は25年度と比較してメディアの注目度が飛躍的に高まり、延べ取材社数8社、メディア露出数8件（25年度：延べ取材社数2社、メディア露出数2件）と伸びている。 また、被害者援護業務と連携して車両展示と被害者交流会の同時開催を実施し、被害者の方が自ら自動車アセスメント普及の必要性をインタビューで発信するなど、法人として単に情報発信するだけでなく自動車アセスメントに対する理解が進んでいることは大きく評価できる。 さらに、マスメディア向けに衝突被害軽減制動制御装置のデモンストレーションや同装置搭載車の試乗会を実施するなど、マスメディアが活用しやすい情報提供にも積極的に努めており、その結果多くの報道機関に取り上げられている。（取材社数8社、メディア露出数8件） その他、自動車アセスメントのウェブサイト誘導するチラシを作成して自治体、病院、販売店等で配布し、ユーザーに積極的に働きかけたことにより、同サイトのアクセス数が飛躍的に伸びており（25年度352,711件、26年度425,173件、25年度比121%）、一般ユーザーの関心が大きく高まっている。 以上の取り組みは年度計画における所期の目標を上回っていると認められるため、A評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・予防安全技術が加速度的に発展していく中で、一般ユーザー（特に高齢者）にわかりやすい情報提供を一層図っていく必要がある。 <その他事項> （有識者の意見） ・予防安全性能評価のパンフレットがユーザーにとってわかりやすい内容に大幅改善されている。 ・高齢化社会の進展における情報提供のあり方についての検討も進める必要がある。 ・A評価とすることについては異議なし。

		<p>ることにより、多くのユーザに対しアセスメント事業の周知を図ります。</p> <p>オ. 一般ユーザー（消費者）や被害者団体の声等を反映するため自動車アセスメント試験の公開等を行うなど、被害者援護業務等との連携を推進します。</p> <p>⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>		<p>ウ. 自動車アセスメント結果発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成26年度自動車アセスメント結果発表会」を東京国際フォーラムで開催し、メディア関係者に対し試験結果を公表するとともに「JNCAPファイブスター賞」を授与。 ・地方におけるアセスメント事業の周知を目的として、平成26年度（前期）自動車アセスメント結果発表会を福岡県（JR博多駅前）にて開催。 <p>エ. マスメディアが活用しやすい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月23日に一般財団法人日本自動車研究所において、平成26年度から導入した予防安全性能評価試験について前期結果を公表するとともに、衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）[対車両]性能試験のデモンストレーションをメディア関係者に対して公開。 ・同時に自動車メーカー6社6車種による同装置装備車両の試乗を初めて実施。 <p>オ. 自動車ユーザー、運輸関係者、学生等にアセスメント試験を公開する</p>	<p>に取り上げられた。</p> <p>2. アセスメント業務と被害者援護業務との連携における新たな取り組みを実施した成果</p> <ol style="list-style-type: none"> ①多くの交通事故被害者の方々からの意見等をうかがうため、アセスメント試験車両の展示と交通事故被害者との交流会の同時開催を初めて実施。 ②交通事故被害者の方々から今後のアセスメント業務のさらなる充実に資する意見等を聴取。 ③さらに、アセスメント試験車両展示会と交通事故被害者交流会の同時開催は、多くのメディアに注目され、被害者の方自らアセスメント情報が広く普及することの必要性をインタビューで述べてくれる等情報発信にも大きな成果。 <p>3. アセスメント業務と安全指導業務との連携における新たな取り組みを実施した成果</p> <p>指導講習テキストへのアセスメント試験結果の掲載、指導講習受講者・適性診断受診者のアセスメント試験車両見学、タクシー協会のアセスメント試験実施状況見学等、安全指導業務との連携により、自動車運送業関係者等を通じて、安全な自動車の情報提供の機会を一層向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント試験車両を見 	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>とともに、地方における試験車両及びチャイルドシートの展示によりアセスメント事業を周知。</p> <p>1) 自動車ユーザー等に対するアセスメント試験の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント結果発表会におけるアンケート回答者から抽選により当選した10組のユーザーをアセスメント試験に招待。 ・衝突時の乗員傷害簡易モデルの研究を行っている「東京都市大学工学部」、衝突時のデータ解析手法等の研究を行っている「芝浦工業大学工学部」の学生に対して、自動車アセスメント試験の概要を説明するとともに衝突試験を公開。 <p>2) 地方における試験車両等の展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国組織を活用しアセスメント事業を津々浦々まで普及させるため、アセスメント試験車両の展示、安全性の高いチャイルドシートの取り付け体験等を全国の主管支所等において初めて実施。 ・地方における開催は、都心部よりもメディアの注目が集まり易いと考え、個々の報道機関への積極的なアピールを行っ 	<p>学した適性診断受診者の多数から、「事業用自動車を運転する者として自社内のあらゆる機会を捉えて積極的に自動車アセスメント情報を広めたい。」といった感想を聴取。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京ハイヤー・タクシー協会」の技術部関係者がアセスメント試験を見学。今後、アセスメント情報をもとに、次世代のタクシー車両として、より安全性の高い車両の普及に向けた検討が業界内で進められる予定。 <p>4. 従来の試験公開だけではなく、新たな手法による結果公表を実施し、マスメディアが一層活用しやすい情報を提供した成果</p> <p>初めての予防安全性能評価試験結果公表の場において、衝突被害軽減制御装置性能のデモンストレーションのほか、自動車メーカー6社6車種による同装置装備車両の試乗を初めて実施。</p> <p><課題と対応></p> <p>安全な車の一層の普及に向け、引き続き自動車ユーザー等へのわかりやすく効果的な情報提供の方策について検討を行う。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>た結果、多くの報道機関が取材・放映。</p> <p>3) アセスメント業務と被害者援護業務との連携 ・多くの交通事故被害者の方々からの意見等をうかがうため、アセスメント試験車両の展示と交通事故被害者との交流会の同時開催を初めて実施。 ・交通事故被害者の方々から今後のアセスメント業務のさらなる充実に資する意見等を聴取。 ・アセスメント試験車両展示会と交通事故被害者交流会の同時開催は、多くのメディアに注目され、被害者の方自らアセスメント情報が広く普及することの必要性をインタビューで述べてくれた。</p> <p>4) アセスメント業務と安全指導業務との連携 ・指導講習テキストへのアセスメント試験結果の掲載、指導講習受講者・適性診断受診者のアセスメント試験車両見学等、安全指導業務との連携により、自動車運送業関係者等を通じて、安全な自動車の情報提供の機会を一層向上。 ・また、旅客輸送の安全を図るため「東京ハイヤ</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>一・タクシー協会」技術部会関係者に対して自動車アセスメント試験の概要を説明するとともに衝突試験を公開。</p> <p>5) アセスメント試験車両を使用した救出訓練 ・高張力鋼板等の使用に伴い車体剛性が向上したことから、従来の救助器具では救出が困難になったこと、側面エアバッグ等の装備により車種毎の車体切断可能箇所が異なることから、東京消防庁第9方面本部と連携して試験終了後の車両を利用した救出訓練を実施。</p> <p>6) 大学における自動車アセスメントの講演 ・広島工業大学（6月18日）、岡山理科大学（6月23日）及び慶應大学（11月11日）において自動車アセスメントについて講演。</p> <p>⑦平成26年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページ等で公表した。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。</p>	<p>事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。</p> <p>交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。</p>	<p>機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制、マスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施します。</p> <p>また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるようホームページの改善を実施し、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>ホームページアクセス件数</p> <p><評価の視点></p> <p>国や関係機関と協力し、インターネット等を活用した効果的な広報活動を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 当機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、「マツダスタジアム」において行われたプロ野球の試合開催時(観客約3万人)時に、同球場内にナスバースを開設し、チャイルドシートアセスメントの説明や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映。</p> <p>2) 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施。</p> <p>3) NASVAギャラリーの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車事故被害者(交通遺児や重度の障害を負った方)が描いた絵や写真等の作品を展示する「NASVAギャラリー」を支所事務所に順次設置。 ・支所外での展示を東京メトロ銀座線三越前駅構 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>従来からの取組に加え、より利用し易くわかりやすいサイトを目指すとともに、スマートフォンやタブレット等モバイル機器でも対応可能となるようHPを改修し、過去最高となる234万件のアクセス件数を記録し、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き効果的な広報活動を積極的に実施する。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>各種イベントにおけるNASVAの取組や自動車損害賠償保障制度等のPR、NASVAギャラリーの設置、海外での英訳版法人パンフレットの活用など、多方面での広報活動を積極的に実施している。また、法人ホームページについては利用しやすくわかりやすいサイト構成としたこと、スマートフォンやタブレット等モバイル機器での閲覧を可能としたこと等により、過去最高のアクセス件数を記録した。これらの取組は年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価としたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	

				<p>内にて行い、延べ約1万8千人に対して被害者支援の情報発信。</p> <p>4) 機構概要（パンフレット）の配布及び英訳版の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NASVAは安全指導業務、被害者援護業務及び安全情報提供業務を一体的に実施する自動車事故対策の専門機関であることを判りやすく説明した総合的なパンフレットを地方自治体、関係機関等に広く配布するとともに、英訳版パンフレットを新たに作成し、各国NCAPとの会合等において有効活用。 <p>5) ホームページの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NASVAの広報活動を推進するため、ホームページについてはアクセスしやすく利用しやすい、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速データの追加・更新を実施。 ・予防安全アセスメントの実施による効果もあって、全体で234万件のアクセス件数を記録し、過去最高のアクセス数。 ・より国民にわかりやすく利用しやすい、また、容易に閲覧が可能となるよう、ホームページの改 	
--	--	--	--	--	--

					修を実施し、スマートフォンやタブレットなどの端末の種別に応じて最適に画面を表示させる仕様を採用する等、機能やデザインに配慮してホームページを改善。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	組織運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号187

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進すること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これら	全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進すること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」(平成25年12月20日行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会)等の趣旨を踏まえ、安全指導業務の民間移管、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とす	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 支所業務の集約化・効率化にとどまらず、人員配置や体制の見直しを含めた合理化が図られているか。</p>	<p><主要な業務実績> NASVA の今後のあり方についての「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を総合的に勘案し定めた組織合理化方策の内容に沿って以下の取組を実施。</p> <p>①地方における人員配置の見直し 1)「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 支所間の人員シフト、本部における自動車アセスメント部の新設及び被害者援護部企画調整グループの新設等、平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿った対応のほか、主管支所等の全ての職員を被害者援護業務の担当又は副担当に指定、主管支所等の事務に自動車アセスメント業務を新たに追加、といった一層の体制強化を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価するもので</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 主管支所等の全ての職員を被害者援護業務の担当又は副担当に指定して、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置づけて集中的に取り組むなど業務の合理化を進めるとともに、支所間の人員シフトや本部における自動車アセスメント部及び被害者援護部企画調整グループの新設等、平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿った対応を着実に進めており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。</p> <p><今後の課題> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	

<p>の状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。</p>	<p>集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。</p>	<p>るなどの合理化によって生じた経営資源を、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の充実に充てることとし、平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制の見直しを図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とすることにより、安全指導業務から被害者援護業務への経営資源シフト ・全ての所属職員を被害者援護業務の主担当又は副担当と定めるよう関係規程を改正 <p>2) 支所間の人員シフト (平成28年度末まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりの業務量が相対的に少ない小規模支所(函館、釧路、秋田、山形、鳥取、島根、山口、高知、長崎、沖縄において各1名減員)から機能強化が必要な主管支所(札幌、仙台、広島、高松、福岡において1～3名増員)への人員シフトについて、3支所(函館、鳥取、島根)から2主管支所(札幌(+1)、広島(+2))へのシフトを実施 <p>3) 被害者支援専門員(コーディネーター)の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京主管支所に加え、名古屋主管支所及び大阪主管支所において被害者支援専門員を各1名増強配置(既存職員のシフト) <p>②本部における人員配置の見直し</p>	<p>ある。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制見直しを図る。</p>	
--------------------------------	---	--	--	--	--

				<p>自動車アセスメント業務及び被害者援護業務の更なる充実強化に向けた関係規程の改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部安全情報グループから自動車アセスメント部への格上げ、NCAP技術グループ・NCAP 渉外グループ新設 ・自動車アセスメント部の2名増員（安全指導部からシフト） ・被害者援護部に企画調整グループを新設 ・被害者援護部の1名増員（総務部からシフト） 		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	人材の活用		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号187

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。	産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職	①安全指導業務、被害者援護業務等に必要な人材を育成するため、産業カウンセラー、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等によ	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 職員の資質向上や人材の有効活用のための取組が適切になされているか。</p>	<p><主要な業務実績> ①人材育成、人材の有効活用等</p> <p>・新たに36人が産業カウンセラー資格を取得。当資格取得職員をカウンセラーとして指名し適性診断業務に配置するなど人材を有効に活用。</p> <p>・介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)に21人受講。被害者援護業務に配置するなど人材を有効に活用。</p> <p>・社会福祉主事任用資格を有する者1人の経験者採用、国との人事交流促進等、幅広い視野と経験を有する人材の育成。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>NASVA人材育成方針による効果的・効率的な職員の資質向上・育成の促進のほか、各主管支所において安全指導業務担当職員も対象とした被害者援護業務に関する勉強会の開催といったナスバの方向性を踏まえた人材の有効活用を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資</p>	B	<p><評価に至った理由> 「NASVA人材育成方針」を策定し、効果的・効率的な職員の資質向上や育成を図るとともに、各主管支所における安全指導業務担当職員も対象とした被害者援護業務に関する勉強会の開催など、組織の方向性を踏まえた人材の有効活用を図っており、年度計画における所期の目標を達成しているため、B評価とした。</p> <p><今後の課題> 特になし</p> <p><その他事項> (有識者からの意見) ・職員一人一人が法人の社会的意義や理念をしっかりと理解して業務に取り組んでいくことが重要。</p>

	<p>員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。</p>	<p>り、人材の有効活用を図ります。</p> <p>②安全指導業務、被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。</p> <p>③「NASVA人材育成方針」を策定し、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映。 ②研修の充実、職員の資質向上等 <ul style="list-style-type: none"> 1) 指導講習業務における講師の育成強化 <ul style="list-style-type: none"> ・第一種講師要件の一つである運行管理者資格証交付のため、その試験の受験資格となる基礎講習を15人が受講。 ・運行管理者指導講習の講義ができる第一種講師育成のため、32人に第一種講師資格要件研修を実施。 ・飲酒が体に及ぼす影響等の専門講師を育成するため、「ASK飲酒運転防止インストラクター養成講座」を39人が受講。 2) 安全マネジメント業務の充実に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメント業務を新たに担当する職員46人に基礎知識の研修を実施。安全マネジメント関係講習会講師指名の職員19人に技能向上等を目的とした研修を実施。 ・コンサルティングを新たに担当する職員37人にアドバイザー資格習得の研修を実施。アドバイザー23人に資質向上を 	<p>質の向上及び育成を行う。</p>	
--	--	--	--	---	---------------------	--

				<p>図るためのスキルアップ研修を実施。</p> <p>3) 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用職員研修で臨床心理士による講義と交通遺児保護者による講話を実施。家庭相談員研修においても臨床心理士による被害者心理を理解するための講義を実施。 ・これまで事故対策事業推進員のみを対象としていた債権管理の対象者を職員、非常勤等に拡大。 <p>4) ISO コンサルタントの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO コンサルタント育成のため、コンサルタント候補者 8 人に外部の ISO 9001 基礎研修及び ISO 9001 審査員補研修を実施。本部で ISO 39001 解説研修を実施。外部研修と内部研修の受講を通じて、ISO の基本的な考え方及び ISO 審査実務の理解並びに ISO 39001 規格要求事項の詳細とコンサルティング業務の知識を習得。 <p>5) 各主管支所等の経理事務に携わる職員 36 人に会計事務及び財務・会計システム研修を実施。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>6) 新規採用職員研修、中堅職員（アシスタントマネージャー級）、新任マネージャーに対する階層別研修を実施。</p> <p>7) 被害者援護業務と安全指導業務との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主管支所マネージャー（適性診断担当）会議において、被害者援護業務の現在の取組等について被害者援護担当職員による講義を実施。 ・「被害者援護促進の日」を活用して、安全指導業務担当者を対象とした被害者援護業務勉強会を各主管支所で実施。 <p>③NASVA 人材育成方針を策定・周知し、人材育成の取組みの方向性、研修体系及びキャリアパス等を明確化。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-1	業務運営の効率化 安全指導業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号187

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
指導講習業務インターネット予約率 (計画値)	中期目標期間最終年度：60%以上	—	40%以上	45%以上	50%以上	80%以上	—	—
指導講習業務インターネット予約率 (実績値)	—	18.0% (24,711人)	52.5% (73,345人)	77.3% (103,964人)	84.5% (109,949人)	—	—	利用者数実績は前中期最終年度の4.5倍
※括弧内は利用者数								
達成度	—	—	131.3%	171.8%	169.0%	—	—	—
適性診断業務インターネット予約率 (計画値)	中期目標期間最終年度：60%以上	—	40%以上	45%以上	50%以上	55%以上	—	—
適性診断業務インターネット予約率 (実績値)	—	18.4% (57,978人)	32.1% (102,868人)	54.0% (168,975人)	67.2% (209,716人)	—	—	利用者数実績は前中期最終年度の3.6倍
※括弧内は利用者数								
達成度	—	—	80.3%	120.0%	134.4%	—	—	—
一般診断の支所外受診率 (計画値)	中期目標期間最終年度：50%以上	—	46%以上	47%以上	48%以上	49%以上	—	—
一般診断の支所外受診率 (実績値)	—	42.5% (108,740人)	47.4% (124,904人)	49.9% (126,398人)	51.6% (131,320人)	—	—	支所外受診者数実績は前中期最終年度の1.2倍
※括弧内は支所外受診者数								
達成度	—	—	103.0%	106.2%	107.5%	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
安全指導業務におけるITの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。	ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ60%以上とします。また、契約事業者(注1)及び貸出機器(注2)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに50%以上とします。 これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。 (注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構と	指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることによりそれぞれ50%以上とします。 また、契約事業者(注1)及び貸出機器(注2)による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を48%以上とします。 民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。 (注1)「契約事	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習・適性診断業務インターネット予約率 ・一般診断の支所外受診率 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>インターネット予約率及び支所外受診率が着実に向上しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) インターネット予約の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット予約率50%以上達成のため、指導講習会開催時にインターネット予約の方法や利便性について説明。「インターネット予約利用者は、予約受付開始を1ヶ月以上早くできる」などインセンティブを強調。 ・指導講習・適性診断の電話受けの際にインターネット予約の利便性について説明。実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID/パスワードをお知らせするなど対応。 ・以上により、インターネット予約率は指導講習で84.5%(前年度77.3%)、適性診断で67.2%(前年度54.0%) <p>2) 支所以外での一般診断受診の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支所外一般診断受診者の割合48%以上達成のため、契約事業者及び貸出機器の利用を促進。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>インターネット予約率、一般診断の支所外受診率ともに大きく進捗しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、インターネットを活用した予約・診断のメリットを運送事業者等に周知し、利用率の向上を促進させ、一層の効率化を図る。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>指導講習及び適性診断のインターネット予約率は年度計画の計画値を大きく上回っており、一般診断の支所外受診率も計画値を上回っている。このことから、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	

	<p>の間で利用契約を締結した契約当事者をいう。 (注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。</p>	<p>業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。 (注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事業者に対しては、i-NATS 利用によるメリット等の情報を提供。 : 自社において 24 時間いつでも適性診断が受診できること。 ・過去の適性診断の受診状況についての情報を提供し、繰返し受診が事故防止により効果的であること。 ・貸出機器については、講習会等において、貸出機器の利用により契約事業者と同等の利便性が得られること等を説明。 ・以上により、支所外一般診断の受診者の割合は、51.6% (前年度 49.9%) <p>3) インターネット予約率並びに支所外一般診断受診率が向上したことにより、指導講習及び適性診断における電話予約対応等の時間が減少。</p> <p>また、職員による受講者・受診者データの入力作業が軽減され、受付業務等の省力化による支所業務が効率化。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-2	業務運営の効率化 療護施設		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号 187

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
外部検査受入件数 (計画値)	年間 10,000 件程度	—	10,000 件程度	10,000 件程度	10,000 件程度	10,000 件程度	—	—
外部検査受入件数 (実績値)	—	10,331 件	11,385 件	11,335 件	11,898 件	—	—	—
達成度	—	—	113.9%	113.4%	119.0%	—	—	—
外部検査収入（百万円）	—	186	195	196	192	—	—	—
療護センター委託費 削減額（対前年度） (百万円)	—	△32	215	△116	△9	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
ア. 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。 イ. 療護施設の運営委託費のコス	ア. 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース（注3）による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。 （注3）外部有識者からなる事	ア. 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース（注3）による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。 （注3）外部有識者からなる事	<主な定量的指標> 外部検査受入件数 <その他の指標> 外部検査収入 療護センター委託費削減額 <評価の視点> 必要な医療水準を維持しながら、コスト削減や地域医療貢献、自己収入の確保といっ	<主要な業務実績> ア. 平成26年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表。 イ. 運営委託費のコスト要因について、各療護センターの財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分	<評定と根拠> 評定：B 運営委託費のコスト減、外部検査の受入等着実に実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 入院患者の減少等が収入の減少につながるため、様々な機会を捉えた療護セ	評定 B <評定に至った理由> 運営委託費については個別の支出についてその都度検討を行った上でコスト削減に努めているほか、地域医療への貢献として高度先進医療機器を活用し、計画値以上の外部検査受入を達成している。これらの実績は年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 <今後の課題> 収入の減少に繋がる入院患者の減少に対しては、より効果的かつ積極的な対策が必要である。 <その他事項> 特になし	

<p>ト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。</p> <p>ウ. 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。</p>	<p>業改善等を目的とする評価のための機関</p> <p>イ. 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。</p> <p>ウ. 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。</p>	<p>業改善等を目的とする評価のための機関</p> <p>イ. 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成25年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めます。</p> <p>ウ. 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。</p>	<p>た取組が着実になされているか。</p>	<p>析等を実施。運営経費(委託費)は対前年度9百万円(0.4%)の減少となり、主な増減理由は、入院患者数の増による収入の増加、看護師の退職等による人件費の減少、医療機器の保守料など医療機器維持費の増加等によるもの。</p> <p>また、センター長等会議において、必要な医療水準を維持しつつ、収入の確保及び経費の縮減に取り組むよう要請。</p> <p>ウ. 外部検査の受託について、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,898件(対前年度比563件、5%の増)の外部検査を受託し、1億9,229万円(対前年度比414万円、2.1%の減)の収入。</p>	<p>ンターの効果的な周知について引き続き検討。</p>
--	---	--	------------------------	--	------------------------------

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-4	業務運営の効率化 交通遺児等への生活資金の貸付		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号187

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
債権回収率(計画値)	中期目標期間の年 度毎に回収率9 0%以上	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	—
債権回収率(実績値)	—	90.7%	90.5%	90.4%	90.3%	—	—	—
達成度	—	—	100.6%	100.4%	100.3%	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>ア. 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。</p> <p>イ. 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。</p> <p>ウ. このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。 (i) 貸付の減少</p>	<p>ア. 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。</p> <p>イ. 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上</p>	<p>ア. 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。</p> <p>イ. 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームペ</p>	<p><主な定量的指標> 債権回収率</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 貸付債権の適性管理や貸付制度の周知徹底のための取組が着実になされているか。また、利用者のニーズを踏まえた制度になっているか。</p>	<p><主要な業務実績> ア. 効果的な債権回収の取組み 1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理 ・返済しやすい環境を整え、折衝の機会を確保の上、利用者の生活状況を迅速に把握し、延滞金の加算により利用者の弁済意思が減退しないよう債権管理を行うため、債権管理規程に基づき債権を分類して、早期折衝に取り組んだ結果、貸倒懸念債権額が前年度に比べ減少し債権回収率90.3%を確保。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 債権回収率90%以上の確保、貸付制度の周知徹底等の従来からの取組みのほか、コンビニを活用した返還収納方法導入による利便性の向上や利用者ニーズに即した貸付制度の改正といった新たな取組みを実施するほか、長期滞納者に対する回収に向けた措置を実施するなど年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 適切な債権管理や回収率</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 貸付制度の周知については、損保協会への周知依頼や広報誌掲載の働きかけ等により貸付制度の周知徹底を図り、新規貸付利用者増に繋がっている。債権回収については、早期折衝や「友の会」活動を通じた返還への理解などにより、債権回収率90%以上を確保している。また、コンビニを活用した返還収納方法導入による利便性の向上や利用者ニーズに即した貸付制度の改正といった取組みも進めており、制度全体として適正化・効率化が図られている。 このことから、年度計画における所期の目標を達成していると認められ、B評価とした。</p> <p><今後の課題> 債権回収の更なる強化に向けた具体的な取組が必要。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	

<p>要因の分析及び貸付需要の把握</p> <p>(ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底</p> <p>(iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化</p> <p>(iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減</p> <p>エ. あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。</p>	<p>し、その結果についてホームページ等で公表します。</p> <p>ウ. 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。</p> <p>エ. あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとしします。</p>	<p>ージ等で公表します。</p> <p>ウ. 国土交通省、(公財)交通遺児等育成基金及び機構により構成される検討委員会において、平成25年度にとりまとめられた、「NASVA 交通遺児等貸付の今後のあり方について」に基づき、関係機関・団体等との連携の強化、情報案内サービス(交通事故被害者ホットライン)の活用による周知、各種イベントを通じた広報の推進、訪問支援・交流会の機会を活用した介護料受給家庭への案内等により、貸付制度及び友の会活動の周知を徹底します。</p> <p>また、コンビニエンスストアを活用した返還を導入するとともに、平成25年度の回収実績</p>		<p>2) 「友の会」活動を通じた交通遺児等の健全育成と債権の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神的支援として推進している「友の会」活動が、会員とNASVAとの結びつきを深めるとともに、他に同じ境遇の者がいること等による会員相互の連帯感が高まることにより、貸付金の返還が次の交通遺児等育成の原資として支援につながることへの理解を深めるきっかけとなっており、債権の適正な管理の面で効果を発揮。 貸付期間終了後も「友の会」会員として、また、会員資格を喪失した後も、債権管理期間中に適宜折衝の機会を設け生活状況を確認するなどにより回収率の高水準を維持。 <p>イ. 貸付債権の適切な評価及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表。 <p>ウ. 貸付制度の周知徹底</p> <p>1) 本部において損害保険協会等に対する強力な</p>	<p>の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組を検討。</p>
--	--	--	--	---	---------------------------------------

		<p>等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝を行うことなどにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、コストの相当部分を占める嘱託費を削減するため、事故対策事業推進員の更なる適正配置を計画的に進めます。</p> <p>エ. 引き続き検討委員会を開催し、上記ウのとりまとめに基づく取組状況を確認するとともに、利用者のニーズに即した貸付金額の設定等について検討します。</p>		<p>周知依頼を行うとともに、主管支所等による市町村に対する広報誌掲載等を働きかけた結果、広報誌掲載のほか、ケーブルテレビ局において、毎日1回通年でNASVA広報動画の無償放送が実現した(徳島)。</p> <p>2) 介護料受給者宅への訪問支援等の機会を通じた貸付制度の周知により新規貸付利用者が増加。</p> <p>3) 島根県、栃木県、高知県で開催された内閣府主催の交通遺児等支援担当者(学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等)による意見交換会において、貸付制度等の周知に関する協力を依頼。</p> <p>4) このほか、以下の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府主催「自助グループ運営・連絡会議」への参加：平成26年11月10、11日に東京都で開催された、交通事故遺族を主とした自助グループ運営者による標記会議に参加し、NASVAの貸付制度等について周知。 ・内閣府主催「交通事故で家族を亡くした子ども 		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>の支援」に関するシンポジウム(大阪)への参加: 平成27年2月8日に大阪府で開催された、交通事故遺族、遺児等による標記シンポジウムに「友の会」OGにパネラーとして参加し、交通遺児としての心情、交通遺児等に対して必要な支援について発言してもらったほか、ロビーで広報物を配布。</p> <p>・『ナスバギャラリー in 東京』の開催 : 一般向け周知活動として、『ナスバギャラリー in 東京』を12月1日から12月7日まで東京メトロ銀座線三越前駅(東京都中央区日本橋)構内において開催。交通遺児等による書道コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品を展示。 : 約1万8千人の方にご覧いただき、介護料受給者(自動車事故により重度後遺障害を負った方)、交通遺児等(保護者が自動車事故により死亡又は重度後遺障害を負った児童)の支援について情報を発信。</p> <p>5) 債権管理・回収の強化及びコスト削減 ・早期折衝により一般債</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>権で延滞が6か月以上1年未満の債務者の76.3%との折衝を実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から導入したコンビニエンスストアを活用した返還収納方法により利便性の向上が図られ、貸倒懸念債権額が前年度に比べ減少。 ・事故対策事業推進員の適正配置を進め、平成26年度に4名分のコストを削減。 ・長期滞納者に対し催告書を送付するなど、回収に向けた措置を実施。 <p>エ. 上記ウの取組みについて、検討委員会構成メンバーに対し状況報告するとともに、利用者ニーズに即した制度の実施に向け、業務方法書を改正。 (貸付金額：2万円を2万円以内、貸付金回収期間：20年固定から原則20年)</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-5	業務運営の効率化 業務全般（経費削減、契約適正化）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減割合 (計画値)	中期目標期間最終年度に平成23年度比15%以上削減	—	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	—	—
一般管理費削減割合 (実績値)	—	—	平成23年度予算の8.8%削減 (▲29百万円)	平成24年度予算の8.4%削減 (▲40百万円)	平成25年度予算の8.1%削減 (▲36百万円)	—	—	—
達成度	—	—	293.3%	280.0%	270.0%	—	—	—
業務経費削減割合 (計画値)	中期目標期間最終年度に平成23年度比10%以上削減	—	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	—	—
業務経費削減割合 (実績値)	—	—	平成23年度予算の2.4%削減 (▲101百万円)	平成24年度予算の2.2%削減 (▲69百万円)	平成25年度予算の2.2%削減 (▲74百万円)	—	—	—
達成度	—	—	120.0%	110.0%	110.0%	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>ア. 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。</p> <p>イ. 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施する</p>	<p>ア. 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。</p> <p>イ. 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。</p> <p>ウ. 契約については、「独立行政法人の契約状況</p>	<p>ア. 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成25年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。</p> <p>イ. 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、平成25年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末ま</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費削減割合 ・業務経費削減割合 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>一般管理費及び業務経費が着実に削減されているか。契約の競争性及び透明性が確保されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア. 一般管理費(特殊要因等を除く)の削減実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取り組み、年度計画(前年度予算に対し▲3%削減)を上回る経費削減(▲8.1%)を達成。 <p>イ. 業務経費(特殊要因等を除く)の削減実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取り組み、年度計画(前年度予算に対し▲2%削減)を上回る経費削減(▲2.2%)を達成。 <p>ウ. 契約に関する取組</p> <p>1) 契約件数及び契約金額の状況</p> <p>【一般競争入札の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札を推進した結果、契約金額は随意契約見直し計画(平成19年12月策定)における基準年度である平成18年度実績と比較し、0.1億円減少。 ・入札件数は平成18年度の実績35件に比べ、54件と大幅に増加(1 	<p><評価と根拠></p> <p>評価: B</p> <p>一般管理費及び業務経費の削減、契約に係る透明性の確保等、着実に実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成27年度からの調達等合理化計画策定を始めとする調達手続きに係る新たな取り組みに適切に対応。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>一般管理費及び業務経費が着実に削減されているとともに、契約に関する情報のホームページへの掲載や、監事、会計監査人、契約監視委員会による点検・見直し等が行われるなど、契約に係る競争性及び透明性の確保が図られており、年度計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	

<p>ことにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>	<p>で、平成23年度比で10%以上削減します。</p> <p>ウ. 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の推進による競争性等の確保についての点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」(平成22年6月)に基づき、平成25年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>		<p>9件増)。</p> <p>【競争性のある随意契約(企画競争、公募)の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画競争に加えて公募を推進したことにより、競争性のある随意契約は契約件数で平成18年度実績14件に比べ、22件と増加(8件増)。 ・契約金額では、平成18年度実績1.4億円に比べ、3.6億円と増加(2.2億円増)。 <p>【競争性のない随意契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札を推進し、公募の導入等契約方法を見直した結果、契約件数で平成18年度実績143件に比べ、78件と大幅に減少(65件減)。 ・契約金額では平成18年度実績36.9億円に比べ、33.5億円と減少(3.4億円減)。 <p>2) 情報公開の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の見直しとして「平成19～26年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成20～26年度に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報をホームページに掲載 ・平成26年度一般競争 		
--------------------------------------	--	---	--	---	--	--

				<p>落札結果・随意契約、公益法人への支出状況等についてホームページに掲載。</p> <p>3) 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」(平成21年12月15日付理事長達(経理)第23号)により、平成25年度に締結した一般競争入札55件(うち1者応札・1者応募10件)、競争性のある随意契約(企画競争、公募)28件、競争性のない随意契約80件のそれぞれについて点検・見直しを行い、議事録等をホームページに掲載。 <p>4) 個々の契約における監事等のチェックについて</p> <p>【監事等のチェックプロセスの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事及び会計監査人(監査法人)による実地及び書面監査を実施。 ・ 監事監査については本部ほか18支所(4主管支所及び14支所)、会計監査人については本部ほ 	
--	--	--	--	--	--

				<p>か4 主管支所等に実施。</p> <p>【監事による具体的なチェック状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について、適正に検証・処理されているものと認める。」として監査報告書に記載され、特段の指摘なし。 <p>【会計監査人による具体的なチェック状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われ、特段の指摘なし。 	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-6	業務運営の効率化 業務全般（内部統制、情報セキュリティ）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
ウ. 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にし	エ. 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等	エ. 内部統制については、業務運営方針の全役職員による共有を徹底するとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、業務の改善を図ります。併せて、会計内部監査により、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行います。また、コンプライアンス委員会の定期的開催によりコンプラ	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 内部統制の整備が計画に沿って進められたか。適切な情報セキュリティ対策がなされたか。</p>	<p><主要な業務実績> エ. 内部統制等について 1) 業務運営方針（NAS VAWAY 2013）を全役職員に配布し共有化を図るとともに、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知徹底を実施。 2) 業務運営方針を要約した「行動指針」をパネルにして本部及び全支所に掲示し、ホームページにも掲載したほか、カードにして役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長会議や各支所の会</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 業務運営方針の共有化の徹底、会計内部監査や監事監査を通じた業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングの実施等の従来からの取組のほか、情報セキュリティ確保に係る新たな取組により年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 平成27年度からの改正独立行政法人通則法の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制（内部統制</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 業務運営方針を組織全体に浸透させるとともに、会計内部監査や監事監査を通じて業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施するなど、内部統制の整備を着実に進めていると認められる。また、情報セキュリティ対策についても所要の取組を進めており、年度計画における所期の目標を達成していると認められることから、B評価とした。</p> <p><今後の課題> 昨今の標的型サイバー攻撃等に対する情報セキュリティ対策の強化について早急に対応する必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	

<p>つつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。</p>	<p>イアンスの推進を図るとともに、組織全体のリスク管理を推進するため、主管支所・支所に対する業務指導的なチェック体制の再点検等について検討します。</p> <p>さらに、監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。</p> <p>このほか、機構内イントラネットの更なる有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図り、効率的かつ効果的に情報共有を図ります。併せて、各業務間の効果的なフィードバックのあり方についても検討します。</p> <p>オ. 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の</p>	<p>議等での唱和による周知徹底を実施。</p> <p>3) 改正独立行政法人通則法の施行に円滑に対応するため、業務方法書及び内部統制規程等関係する諸規程を検討。</p> <p>4) 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握。</p> <p>5) 理事会終了後速やかに議事概要を作成し、理事会資料とともに本部職員をはじめ主管支所を通じて全職員に情報提供し共有化。</p> <p>6) 会計内部監査（18箇所）の実施。監事監査（19箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施。</p> <p>7) コンプライアンスの一層の推進を図る観点から、全役職員に「コンプライアンス実践マニュアル」を周知徹底するため、「コンプライアンス保持のための遵守事項等のチェック」を実施し、全役職員から当該チェック表</p>	<p>システム）に係る諸規程の整備検討を進め、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>
--	--	--	--	--

			<p>政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するなど、適切なセキュリティ対策を推進します。</p>		<p>を提出させて遵守状況を確認し、コンプライアンス委員会を開催してコンプライアンス推進状況を報告。</p> <p>8) 全職員に機構の情報セキュリティを確保するため留意しなければならない事項を指示するとともに、情報セキュリティの確保に関わる自己点検を実施。</p> <p>9) 機構において管理している情報システムの「情報セキュリティ確保状況のチェック」を実施し、当該システムの情報セキュリティ管理が最適な状態に維持されていることを確認するとともに、情報セキュリティ委員会を開催して情報セキュリティ確保状況を報告。</p> <p>10) 業務運営上必要な情報を組織内イントラネットや電子メールを活用し本部から全職員に伝達。</p> <p>11) 「家庭相談員の部屋」、「被害者援護促進の日における具体的な取組みについて」等専用の掲示版を設け支所からの情報も随時イントラネットに掲載し、本部・支所間、支</p>		
--	--	--	---	--	---	--	--

				<p>所・支所間における情報共有を推進。</p> <p>12) 地震災害にかかる対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施。</p> <p>13) 防災週間(9月)において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施。</p> <p>オ. 情報ネットワークの基幹サーバについて、外部からの脅威に対処するため、セキュリティの高い外部のインテリジェントビル内での運用を引き続き実施。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報				
特になし				

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号187

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を以下のとおり策定します。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>平成26年度計画に添付される別紙2のとおり。</p> <p>なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画の策定、計画に沿った適正な予算執行等がなされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図り適正に予算執行。 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に実施。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算執行を行っており、着実な実施状況にあると認められ、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行ったところであり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画の下、サービスその他業務の質の向上を図りつつ適正な予算執行を行っている。運営費交付金債務残高の発生状況に留意した厳格な運営費交付金額の算定も行っており、年度計画における所期の目標を達成していると認められることから、B評価とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>

						引き続き、健全な財務体質の維持を図る。	
--	--	--	--	--	--	---------------------	--

4. その他参考情報							
特になし							

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）26-⑩ 行政事業レビューシート事業番号188

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。	平成26年度計画に添付される別紙1のとおり。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 中期計画及び年度計画に沿って適正に整備されているか。	<主要な業務実績> ・中期計画に基づき、岡山療護センターのCT及びX線画像診断装置の更新、中部療護センターのMEG棟建設を実施。	<評価と根拠> 評価：B 中期計画に基づき、年度計画記載の設備等について、計画どおり仕様に沿って整備し、適切に執行しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 引き続き、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	評価 B <評価に至った理由> 中期計画及び年度計画に沿って適正に整備されており、年度計画における所期の目標を達成していると認められることから、B評価とした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし	

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（計画値）	平成28年度までに100.0以下に引き下げ	—	—	—	—	—	100.0以下	—
給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（実績値）	—	105.1	104.5	104.9	103.8	—	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果	給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。特に事務・技術職員の給与水	給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。引き続き、新規職員の積極的	<p><主な定量的指標> 給与水準の対国家公務員指数(ラスパイレス指数)</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 給与水準や総人件費の見直しが着実に進められているか。</p>	<p><主要な業務実績> 1) 給与水準の適正化に向けた取組み ・国家公務員の給与法の一部改正を踏まえ、平成26年4月からの職員の俸給表を平均0.3%引上げ、平成26年12月支給の役職員の給与を0.15月分引き上げる等実施。 ・国家公務員の給与制度</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 国家公務員の給与改定等の動向を踏まえた給与水準の適正化等により、ラスパイレス指数の低減が確実に図られ、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、政府における</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 国家公務員の給与法の一部改正を踏まえた給与水準の見直し等を着実に進めている。これらの見直しや積極的な新規採用による職員の新陳代謝を図ったことにより、ラスパイレス指数が着実に低減しており、年度計画における所期の目標を達成していると認められることから、B評価とした。</p> <p><今後の課題> 中期計画におけるラスパイレス指数の計画値の着実な達成に向け、引き続き給与水準の厳格な見直しが求められる。</p> <p><その他事項></p>	

<p>や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p>	<p>準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げよう、給与水準を厳しく見直します。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。</p>	<p>な採用による新陳代謝の効果により、さらなる給与水準の引き下げが図られるよう取り組みます。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。</p>		<p>の総合的見直しを踏まえ、平成27年4月から役職員の俸給表を平均2%引き下げる等給与制度を総合的に見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の退職手当法の改正を踏まえ、平成27年4月以降に支給する退職手当の調整額を改定。 ・役員の退職手当について、平成27年3月末の閣議決定を踏まえ、平成27年4月以降に支給する退職手当の支給率を改定。 ・新規職員を12名採用し、職員の新陳代謝。 <p>2) 平成26年度の給与水準(ラスパイレス指数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果として103.8(前年度104.9) 	<p>総人件費削減の取り組みを踏まえた見直しを行うとともに、新規職員採用による職員の新陳代謝効果による給与水準の適正化を図る。</p>	<p>特になし</p>
--	--	---	--	---	---	-------------

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>